

# 公的年金財政状況報告

- 平成 13 年度 -

平成 15 年 12 月 24 日

社会保障審議会年金数理部会



## 社会保障審議会 年金数理部会

部会長 堀 勝洋 上智大学法学部教授

部会長代理 都村 敦子 中京大学経済学部教授

委員 栗林 世 中央大学経済学部教授

委員 近藤 師昭 (社)日本年金数理人会相談役

委員 田村 正雄 (株)野村総合研究所  
野村年金マネジメント研究会事務局長、年金数理人

委員 林 勲 (社)日本アクチュアリー会顧問

委員 宮島 洋 早稲田大学法学部教授

委員 山崎 登 (社)共済組合連盟顧問

委員 渡辺 俊介 (株)日本経済新聞社 論説委員



# 公的年金財政状況報告 - 平成 13 年度 - (要旨)

## 1 財政収支

公的年金全体の保険料収入は 26.5 兆円、国庫・公経済負担は 5.8 兆円、年金給付費(各制度の給付費と基礎年金給付費の合計)は 38.0 兆円であった(本文表 1)。

保険料収入 - 国共済と私学共済は増加、他の制度は減少 -

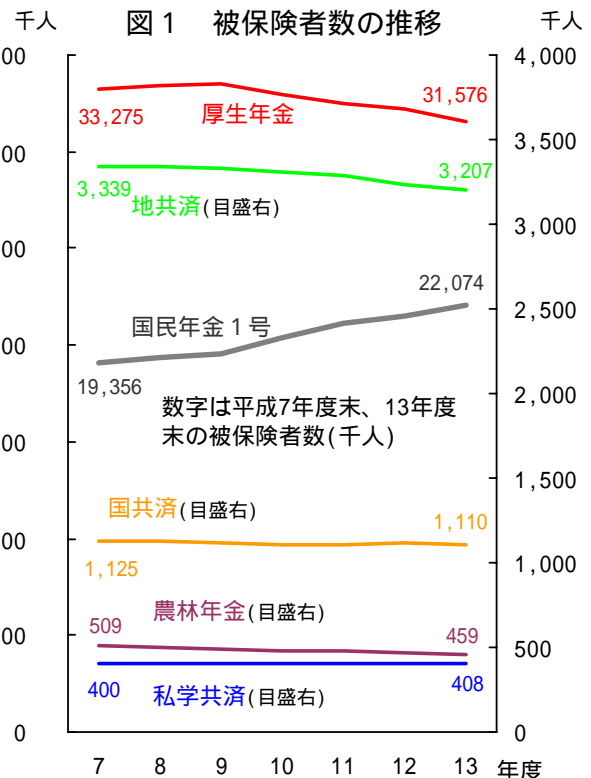
保険料収入は、厚生年金 19.9 兆円、国共済 1.0 兆円、地共済 3.0 兆円、私学共済 0.2 兆円、農林年金 0.3 兆円、国民年金 2.0 兆円であった(本文表 3)。厚生年金と農林年金は 9 年度をピークに以後減少、地共済と国民年金は 12、13 年度の 2 年連続の減少となっている。一方、国共済と私学共済は増加を続けている。

年金給付費 - 被用者年金の給付費と基礎年金給付費は増加 -

給付費は、厚生年金 19.6 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.2 兆円、私学共済 0.2 兆円、農林年金 0.4 兆円、国民年金 2.5 兆円であった(本文表 10)。国民年金は主として旧法国民年金の給付費で、基礎年金給付費は含まれない。基礎年金給付費は 9.4 兆円であった(本文表 12)。被用者年金各制度の給付費と基礎年金給付費は増加を続けている。

収支残は、厚生年金と国民年金は承継資産に係る損益を含めた時価評価で、それぞれ厚生年金 0.7 兆円の赤字、国民年金 167 億円の黒字であった。各共済年金は簿価評価で、それぞれ国共済 549 億円の黒字、地共済 0.8 兆円の黒字、私学共済 677 億円の黒字、農林年金 367 億円の赤字であった(本文表 14)。

積立金は、厚生年金と国民年金は承継資産に係る損益を含めた時価評価でそれぞれ 134.6 兆円、9.8 兆円、各共済年金は簿価評価で、それぞれ国共済 8.7 兆円、地共済 36.9 兆円、私学共済 3.1 兆円、農林年金 2.0 兆円であった(本文表 15)。



## 2 被保険者

被保険者数 - 私学共済以外の被用者年金は減少 -

被保険者数は、厚生年金 3,158 万人、国共済 111 万人、地共済 321 万人、私学共済

41 万人、農林年金 46 万人、国民年金 7,017 万人であった(図 1、本文表 16)。国民年金の被保険者数は第 1 号被保険者に限ると 2,207 万人である。被保険者数は厚生年金が 9 年度をピークに以後 4 年連続減少、国共済、地共済、農林年金も減少傾向にある。一方、私学共済、国民年金第 1 号被保険者は増加を続けている。

1 人当たり標準報酬月額 - 各制度とも低い伸び -

1 人当たり標準報酬月額は、厚生年金 31.9 万円、国共済 41.3 万円、地共済 46.2 万円、私学共済 36.8 万円、農林年金 29.7 万円であった(本文表 20)。各制度とも概ね増加を続けているが、増加率は概ね 2 % 未満である。

### 3 受給権者

受給権者数 - 各制度とも増加 -

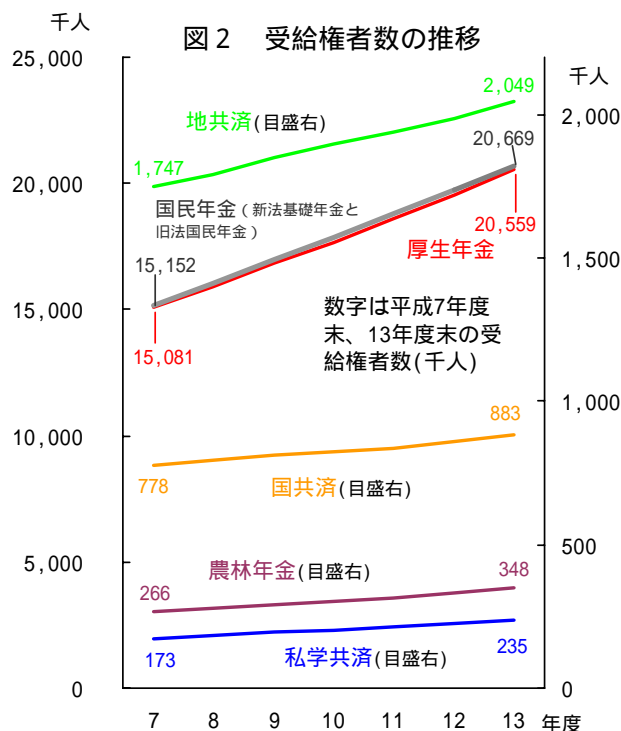
受給権者数は、厚生年金 2,056 万人、国共済 88 万人、地共済 205 万人、私学共済 24 万人、農林年金 35 万人、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)2,067 万人であった(図 2、本文表 22)。何らかの公的年金の受給権を有する者は 2,951 万人である。各制度とも増加を続けている。

老齢・退年相当の年金の平均年金月額

- 被用者年金は減少 -

老齢・退年相当の年金の平均年金月額(老齢基礎年金を含む。)は、厚生年金(厚生年金基金代行分を含む)17.3 万円、国

共済 21.7 万円、地共済 23.2 万円、私学共済 21.6 万円、農林年金 17.9 万円、国民年金(新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金)5.2 万円であった(本文表 30)。共済年金の平均年金月額には職域部分が含まれる。被用者年金は各制度とも減少したが、農林年金以外は 2 年連続の減少である。一方、国民年金は増加を続けている。



### 4 財政指標

年金扶養比率 - 各制度とも低下 -

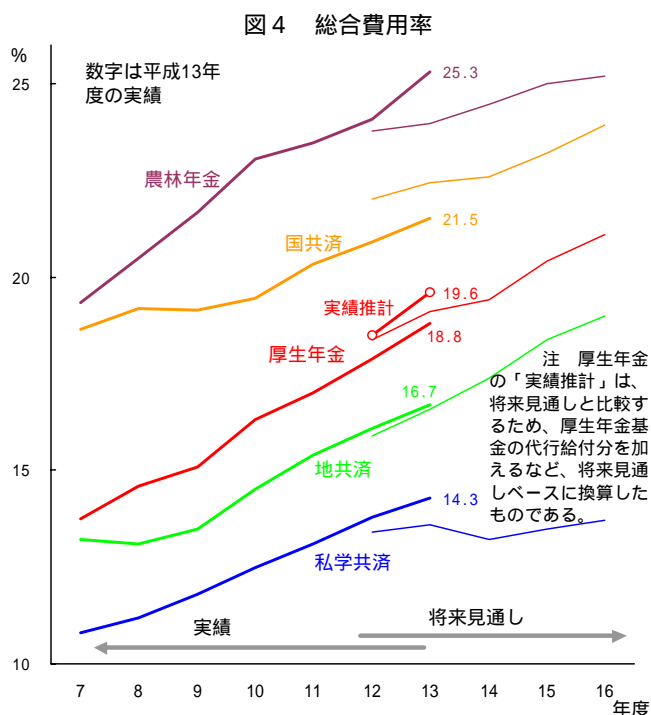
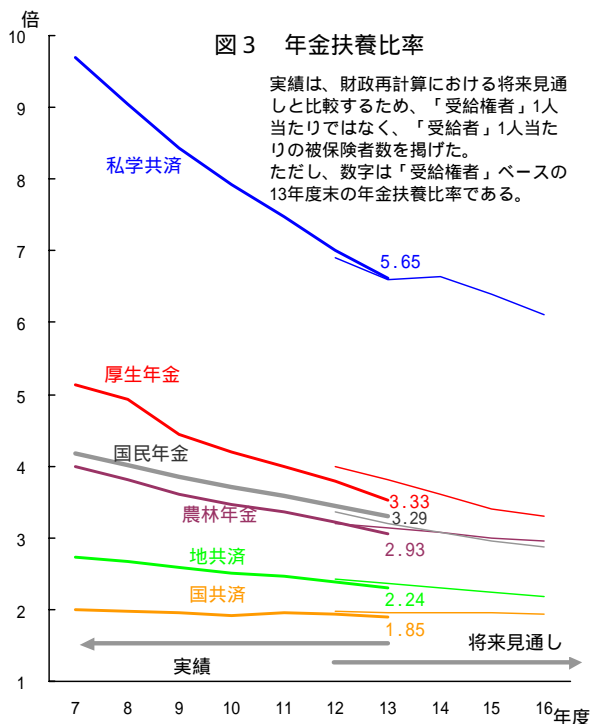
年金扶養比率<sup>注</sup>は、厚生年金 3.33、国共済 1.85、地共済 2.24、私学共済 5.65、農林年金 2.93、国民年金 3.29 であった(図 3、本文表 33)。各制度とも低下を続けているが、私学共済の低下ピッチが他制度に比べて速く、毎年概ね 0.3~0.4 ポイントずつの低下となっている。

注 被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比。

総合費用率 - 各制度とも上昇 -

総合費用率<sup>注</sup>は、厚生年金 18.8%、国共済 21.5%、地共済 16.7%、私学共済 14.3%、農林年金 25.3%であった(図 4、本文表 34)。各制度とも毎年概ね 0.5～1.2%ポイントずつ上昇している。7年度から 13年度の上昇幅は農林年金が最も大きく 6ポイント、次いで厚生年金 5.1ポイント、地共済、私学共済、国共済がそれぞれ 3.5、3.5、2.8ポイントである。

注 支出額のうち保険料・運用収入で賄わなくてはならない分の標準報酬月額総額に対する百分比。



5 平成 11 年財政再計算における将来見通しとの比較

保険料収入 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

保険料収入は、各制度とも実績が将来見通しを下回った。下回る割合は厚生年金 7.7%、国共済 0.2%、地共済 8.6%、私学共済 5.9%、農林年金 6.9%、国民年金 2.3%であった(本文表 41)。

被保険者数 - 私学共済、国民年金以外は将来見通しを下回る実績 -

被保険者数は、厚生年金、国共済、地共済、農林年金では実績が将来見通しを下回った(本文表 42)。下回る割合は厚生年金 7.3%、国共済 1.1%、地共済 3.6%、農林年金 4.8%であった。一方、私学共済と国民年金は、実績が将来見通しをそれぞれ 1.0%、1.0%上回っている。

実質的な支出 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

実質的な支出<sup>注</sup>は、各制度とも実績が将来見通しを下回った(本文表 46)。下回る割

合は厚生年金 5.1%、国共済 3.9%、地共済 7.5%、農林年金 1.5%、私学共済 1.4%、国民年金 5.6%であった。

注 支出のうち保険料収入・運用収入等で賄わなくてはならない分。

受給者数 - 各制度とも将来見通しを下回る実績 -

受給者数は、各制度とも実績が将来見通しを下回った(本文表 47)。下回る割合は厚生年金 1.9%、国共済 2.4%、地共済 2.7%、私学共済 14.8%、農林年金 11.0%、国民年金 1.6%であった。

年金扶養比率 - 将来見通しを下回った厚生年金 -

年金扶養比率は、厚生年金、国共済、地共済では実績が将来見通しを下回った(図 3、本文表 55)。下回る幅は、厚生年金が大きく 0.21 ポイントであった。

総合費用率 - 国共済以外は将来見通しを上回る -

総合費用率は、国共済以外の各制度で実績が将来見通しを上回った(図 4、本文表 57)。上回る幅は農林年金が最も大きく 1.3 ポイント、次いで私学共済 0.6 ポイント、厚生年金 0.5 ポイントである。一方、国共済は実績が将来見通しを 0.9 ポイント下回った。

積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析

積立金は、国共済では実績が将来見通しを 0.7%上回ったものの、国共済以外の被用者年金では実績が将来見通しを 3%程度下回った(本文表 62)。これは、主として「名目運用利回りが将来見通しと異なったこと」がマイナスに寄与したことによる。

(「実質」で見た財政状況)

このように、13 年度末積立金が将来見通しより実績の方が下方に乖離したのは「名目賃金上昇率が将来見通しと異なったこと」により生じている。

そこで、各年度の乖離について、財政的にあまり影響がないと考えられる部分を除いてみると、すなわち、実質的な運用利回り、名目賃金上昇率以外の経済要素、人口要素等だけでみると、各制度ともプラスの乖離となっている。ただし、この分の積立金のプラス方向への乖離幅は、保険料率に換算すると、どの制度とも概ね 100 分の 1% のオーダーでしかない。







## 目次

はじめに .....	1
第1章 公的年金の概要 .....	2
1 考え方・仕組 .....	2
2 種類 .....	2
3 体系（国民年金と被用者年金との関係） .....	2
4 一元化の推進 .....	3
5 財政方式 .....	3
第2章 財政状況 .....	5
1 財政収支の現状及び推移 .....	5
2 被保険者の現状及び推移 .....	21
3 受給権者の現状及び推移 .....	28
4 財政指標の現状及び推移 .....	43
第3章 平成11年財政再計算結果との比較 .....	55
1 財政再計算結果と比較する趣旨 .....	55
2 財政収支の実績と将来見通しの比較 .....	58
3 財政指標の実績と将来見通しの比較 .....	72
4 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析 .....	81
付属資料	
・長期時系列表 .....	99
・用語解説 .....	107
参考資料	



はじめに

本報告書は、平成 13 年度末における我が国の公的年金の財政状況を取りまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成 13 年 3 月 16 日）等の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」等を行うため、社会保障審議会に設置された部会である。

これまでに毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、部会議事の公開、資料・議事録の厚生労働省ホームページへの掲載を通じて、その内容を国民に広く提供してきたところである。しかしながら資料が制度別となっており、各制度の財政状況を横断的に俯瞰できるものとはなっておらず、また、年金財政を理解するためには、基礎年金制度の仕組や昭和 60 年改正前の旧法年金の取扱いなどに関する知識も必要である。そこで、各制度から報告された資料をもとに、各制度の財政状況が一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組の説明とともに現状分析及び前回財政再計算との比較を行ったものが本報告書である。

年金制度は現在、平成 16 年の改革に向けた動きが急である。厚生労働省の年金制度改革案「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」が 11 月に公表された後、各方面での議論や、与党での協議が行われ、制度改正が織り込まれた来年度予算案がまとめられた。公的年金は今や高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な存在であり、国民の関心が極めて高いものとなっている。今後も、年金改革に向け、国会を始め様々な場で論議が盛んに展開されよう。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度改革に資することができれば幸いである。

## 第1章 公的年金の概要

### 1 考え方・仕組

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、我が国では、現役世代の保険料により現在の高齢者の年金給付を支え、現役世代が将来高齢者となったときには、次の世代の保険料によって年金給付を受けるという考え方を基本としている。

### 2 種類

公的年金は、現在、国民年金と厚生年金保険、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の3つの共済年金から成る。かつては日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合による共済年金（旧三公社共済年金）、農林漁業団体職員共済組合による共済年金があったが、平成9年4月に旧三公社共済年金が、それぞれ厚生年金保険に統合され、さらに平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合による共済年金が厚生年金保険に統合されている。本報告書は平成13年度までの状況を取りまとめており、農林漁業団体職員共済組合による共済年金も含めたものとしている。以下、国民年金、厚生年金保険及び4種類の共済年金のことをそれぞれ「国民年金」、「厚生年金」、「国共済」、「地共済」、「私学共済」、「農林年金」と呼ぶことにする。厚生年金以下の各年金は、被用者を被保険者とする年金で、被用者年金と総称する。

### 3 体系（国民年金と被用者年金との関係）

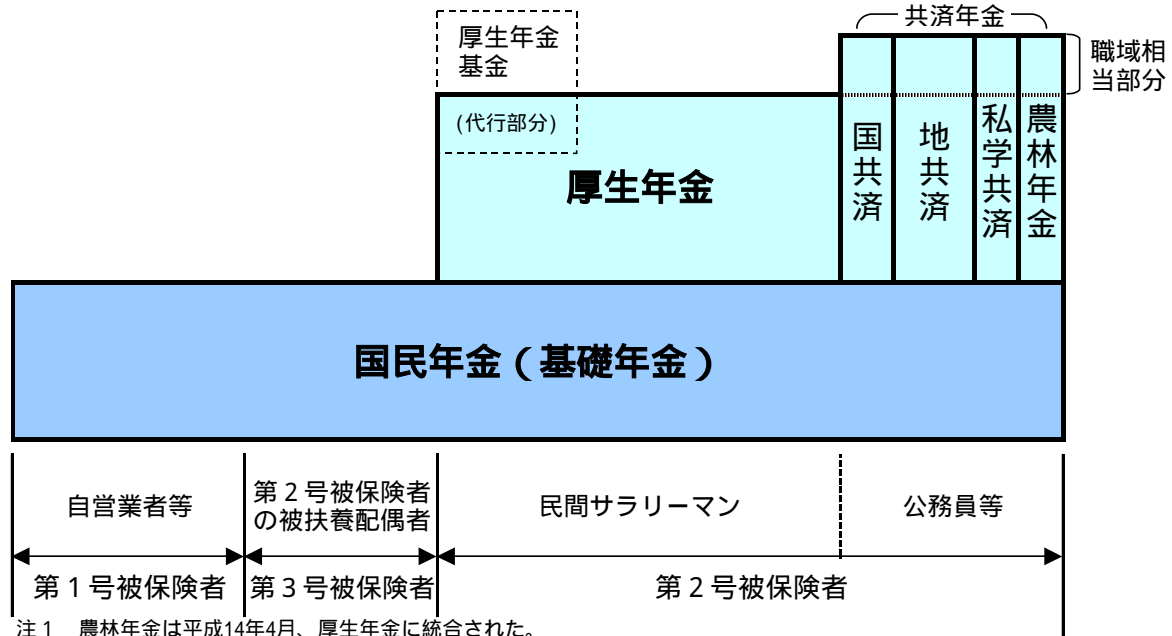
公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者は国民年金の第2号被保険者となり<sup>注</sup>、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給

する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図1 公的年金の体系



注1 農林年金は平成14年4月、厚生年金に統合された。

注2 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（图中「代行部分」）。

#### 4 一元化の推進

公的年金については、現在、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し安定化と公平化を図るため、一元化の推進が図られている（平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」）。具体的には、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとされている。先に述べた平成14年4月の農林年金の厚生年金への統合などは、一元化推進の一環である。現在も上記閣議決定に従い、国共済と地共済については財政単位の一元化が、私学共済については保険料引上げの前倒しなどが、関係者で検討されている。

#### 5 財政方式

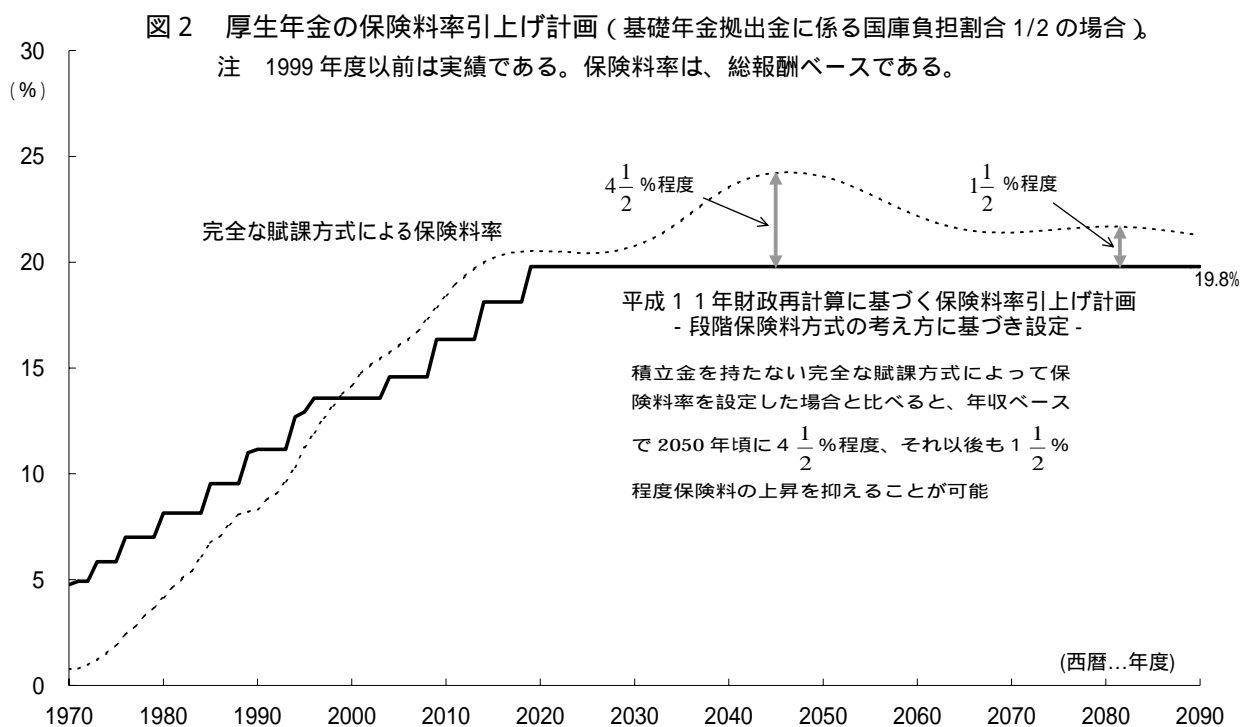
公的年金は、先に述べたように、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養（賦課方式）の考え方を基本として運営されており、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。

しかし、少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うことにすると、後世代の保険料負担の急増は避けられない。そこで、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用することにより、将来世代の負担を軽減することとなっている。

具体的には、各制度とも、将来にわたり保険料収入と積立金からの運用収入（及び国庫・公経済負担）で年金給付費が賄えるように、保険料率（国民年金は保険料）の計画を立てている。その際、保険料収入、積立金、運用収入、年金給付費等の将来見通しを立て、収支が均衡することを確認している。

（参考）

図2は厚生年金の場合について、積立金の運用収入も活用して年金給付費を賄う現行方式の保険料率計画（実線）と、積立金を保有せず、現役世代から集めた保険料のみで賄う完全賦課方式とした場合の保険料率将来見通し（点線）を比較したものである。現行方式の方が、将来の保険料負担が軽減されていることがわかる。





## 第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者・組合員、受給権者、さらに年金扶養比率、総合費用率などの財政指標について、現状及び最近の推移をみる。

### 1 財政収支の現状及び推移

#### (1) 平成13年度の概況

表1と表2は、平成13年度における公的年金制度全体と各制度の財政収支をみたものである。最初に、公的年金制度全体の財政状況を俯瞰しておくことにする。

(公的年金制度全体の保険料収入26.5兆円、国庫・公経済負担5.8兆円)

収入の内訳をみると、公的年金制度全体で保険料収入26兆4,640億円、国庫・公経済負担5兆8,340億円、基礎年金交付金4兆7,107億円などとなっている。運用収入については、厚生年金と国民年金は評価損益を含む時価ベースでみているのに対し、共済年金は評価損益を含まない簿価ベースのものしかないのでそれを掲げており、単純に合計することは必ずしも適当ではない。そこで制度ごとにみると、厚生年金2兆6,541億円、国民年金1,246億円、国共済2,104億円、地共済7,775億円、私学共済783億円、農林年金507億円である。運用収入が収入総額に占める割合をみると、私学共済を除く被用者年金は1割程度、私学共済は2割程度となっている。私学共済で割合が高いのは、後で述べるように、支出に対する積立金の規模が他制度に比べて大きいためである。

その他、国共済と地共済の収入には、それぞれ5,400億円、1兆4,572億円に及ぶ「追加費用」があり、収入総額の約4分の1を占めている。追加費用とは、年金給付のうち恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34年前、地共済は昭和37年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体が事業主として負担しているものである。国共済や地共済の収入項目別の構成比を他の制度と比べるときは、追加費用の占める割合が高いことに留意する必要がある。例えば保険料の収入総額に占める割合をみると、国共済と地共済はそれぞれ48.5%、49.4%であり、他の被用者年金がどれも60%以上であるのに比べて低い。追加費用を除いてみた構成比(表中<>内)でみればいずれも65.2%となり、他制度と同じ水準となる。

表1 財政収支状況 - 平成13年度 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金制度全体
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額	285,819	21,117	60,385	3,899	4,957	59,371	-
保険料収入	199,360	10,252	29,857	2,384	3,249	19,538	264,640
国庫・公経済負担	38,164	1,348	3,506	415	600	14,307	58,340
追加費用	-	5,400	14,572	-	-	-	19,972
運用収入 <sup>注1</sup> 時価ベース	26,541	...	...	...	...	1,246	...
簿価ベース	...	2,104	7,775	783	507	...	...
基礎年金交付金	15,566	1,993	4,545	232	525	24,245	47,107
国共済組合連合会等拠出金収入	327	-	-	-	-	-	327
積立金相当額納付金	1,621	-	-	-	-	-	1,621
職域等費用納付金	3,979	-	-	-	-	-	3,979
その他	261	20	130	84	76	36	607
支出総額	292,818	20,568	52,625	3,222	5,324	59,205	433,762
給付費	196,228	16,867	42,005	2,023	3,916	25,133	286,172
基礎年金拠出金	93,048	3,608	9,861	1,137	1,356	注2 32,871	141,880
年金保険者拠出金	-	25	235	58	8	-	327
その他	3,542	67	524	4	44	1,201	5,383
収支残 <sup>注1</sup> 時価ベース	6,999	...	...	...	...	167	...
簿価ベース	...	549	7,760	677	367	...	...
年度末積立金 <sup>注1</sup> 時価ベース	1,345,967	...	...	...	...	97,348	...
簿価ベース	...	86,500	369,267	30,800	19,746	...	...
積立比率	5.9	7.3	12.3	11.7	4.8	5.0	...
構成比	%	%	%	%	%	%	%
収入総額 (= 100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
保険料	69.8	48.5	49.4	61.1	65.5	32.9	
<追加費用を除いてみた構成比>	-	<65.2>	<65.2>	-	-	-	
国庫・公経済負担	13.4	6.4	5.8	10.6	12.1	24.1	
<追加費用を除いてみた構成比>	-	<8.6>	<7.7>	-	-	-	
追加費用	-	25.6	24.1	-	-	-	
運用収入	9.3	10.0	12.9	20.1	10.2	2.1	
<追加費用を除いてみた構成比>	-	<13.4>	<17.0>	-	-	-	
基礎年金交付金	5.4	9.4	7.5	6.0	10.6	40.8	
国共済組合連合会等拠出金収入	0.1	-	-	-	-	-	
積立金相当額納付金	0.6	-	-	-	-	-	
職域等費用納付金	1.4	-	-	-	-	-	
その他	0.1	0.1	0.2	2.2	1.5	0.1	
支出総額 (= 100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
給付費	67.0	82.0	79.8	62.8	73.6	42.5	
基礎年金拠出金	31.8	17.5	18.7	35.3	25.5	55.5	
年金保険者拠出金	-	0.1	0.4	1.8	0.2	-	
その他	1.2	0.3	1.0	0.1	0.8	2.0	

注1 厚生年金と国民年金の運用収入、収支残、積立金は、年金資金運用基金が旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益分を含め、時価評価したものである。各共済年金はすべて簿価ベースである。

注2 この32,871億円には基礎年金拠出金以外に特別国庫負担分が含まれている（国民年金勘定の「基礎年金勘定への繰入額」を掲載した。）。

表2 財政収支状況 - 平成13年度 -

区分	公的年金制度 全体(再掲)	国民年金 (基礎年金勘定)
		収入注
収入総額	-	基礎年金拠出金 137,053
保険料	264,640	特別国庫負担 4,828
国庫・公経済負担	58,340	計(拠出金等収入) 141,880
追加費用	19,972	
運用収入	-	支出注
基礎年金交付金	47,107	基礎年金給付費 93,633
国共済組合連合会等拠出金収入	327	基礎年金交付金 47,107
積立金相当額納付金	1,621	支出総額 140,741
職域等費用納付金	3,979	
その他	607	
支出総額	433,762	
給付費	286,172	
基礎年金拠出金	141,880	
年金保険者拠出金	327	
その他	5,383	

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値(翌々年度に精算)の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金交付金の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない。

参考 13年度分確定額

基礎年金拠出金	143,255
特別国庫負担	4,918
計	148,173
基礎年金給付費	93,594
基礎年金交付金	54,579
計	148,173

表2の補足 (→で示されている項目間の関係について)

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金(基礎年金勘定)から各被用者年金と国民年金(国民年金勘定)に交付又は繰り入れられるもので、昭和60年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「みなし基礎年金給付費」または「基礎年金相当給付費」と呼ばれる。この「みなし基礎年金給付費」と(新法)基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する注。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組は、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成9年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

(年金給付費は38.0兆円)

支出は公的年金制度全体で給付費28兆6,172億円、基礎年金拠出金14兆1,880億円などとなっている。この給付費と基礎年金拠出金を単純に合計しても、いわゆる1階部分を含めた年金給付の額になるわけではない。基礎年金拠出金は基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費を賄うために各制度が分担する分で、一方、給付費はその一部にみなし基礎年金給付費を含む。そのため、給付費と基礎年金拠出金を足すと、みなし基礎年金給付費分が二重に足されることになるからである(表2)。

公的年金制度全体の年金給付費としては、各制度の給付費の合計28兆6,172億円と基礎年金給付費9兆3,633億円の合計37兆9,805億円が相当する。

(積立金 厚生年金134.6兆円等)

積立金は厚生年金と国民年金が評価損益も含む時価ベースでみており、厚生年金134兆5,967億円、国民年金9兆7,348億円である。他の制度はいずれも有価証券等が取得時価格で評価された簿価ベースであり時価評価は行われていない。簿価ベースでみると、国共済8兆6,500億円、地共済36兆9,267億円、私学共済3兆800億円、農林年金1兆9,746億円である。

(2) 保険料収入 - 増加しているのは国共済と私学共済のみ、他の制度は減少 -

表3 保険料収入額の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	旧三共済								
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	9,066	27,437	2,066	3,153	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	9,454	28,391	2,127	3,213	241,242	19,209	260,451
9	206,832		9,816	29,712	2,238	3,345	251,943	19,453	271,397
10	206,151		9,881	30,035	2,281	3,334	251,682	19,716	271,398
11	202,099		9,957	30,218	2,315	3,317	247,906	20,025	267,931
12	200,512		10,206	29,882	2,351	3,289	246,240	19,678	265,919
13	199,360		10,252	29,857	2,384	3,249	245,102	19,538	264,640
対前年度増減率 (%)									
8	3.6		4.3	3.5	2.9	1.9	3.6	5.2	3.7
9	4.4		3.8	4.7	5.2	4.1	4.4	1.3	4.2
10	0.3		0.7	1.1	1.9	0.3	0.1	1.4	0.0
11	2.0		0.8	0.6	1.5	0.5	1.5	1.6	1.3
12	0.8		2.5	1.1	1.6	0.9	0.7	1.7	0.8
13	0.6		0.5	0.1	1.4	1.2	0.5	0.7	0.5

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

平成 13 年度の保険料収入は、厚生年金 19 兆 9,360 億円、国共済 1 兆 252 億円、地共済 2 兆 9,857 億円、私学共済 2,384 億円、農林年金 3,249 億円、国民年金 1 兆 9,538 億円であった（表 3）。

保険料収入の推移をみると、厚生年金と農林年金は共に平成 9 年度をピークに以後減少を続けており、地共済と国民年金は 12、13 年度の 2 年連続の減少となっている。一方、国共済と私学共済は増加を続けている。13 年度の対前年度増減率をみると、減少率の最も大きい制度は農林年金で 1.2%の減、次いで国民年金 0.7%減、厚生年金 0.6%減、地共済 0.1%減となっている。一方、国共済と私学共済はそれぞれ 0.5%、1.4%の増加となっている。公的年金制度全体でみると、平成 10 年度の 27 兆 1,398 億円以来 3 年連続減少しており、13 年度は対前年度 0.5%減の 26 兆 4,640 億円となった。

なお、公的年金各制度の保険料（率）は、次のとおりである。

表 4 保険料（率）

年度	厚生年金				国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	厚生年金					
平成 7	16.5	19.59 (4月)	16.26	19.07	17.44	15.84	12.8 (4月)	18.54 (4月)	11,700 (4月)
8	17.35 (10月)	20.09 (10月)	17.21 (10月)	19.92 (10月)	18.39 (10月)	16.56 (12月)			12,300 (4月)
9		厚生年金	17.35 (4月)				13.3 (4月)	19.49 (4月)	12,800 (4月)
10									13,300 (4月)
11									
12									
13									
14	注5							厚生年金	
15	13.58 (4月)	15.69 (4月)	13.58 (4月)	15.55 (4月)	14.38 (4月)	12.96 (4月)	10.46 (4月)	15.22 (4月)	

注 1 ( )内は改定月である。

注 2 国共済と地共済は、「掛金率」（本人負担分の率）の 2 倍を掲げた。

注 3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成 9 年 4 月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

日本鉄道、日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、据え置くとされている。

注 4 農林年金は平成 14 年 4 月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。

注 5 平成 15 年 4 月から総報酬制となり、保険料率は総報酬ベースのものとなった。

注 6 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は 14.96%、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率はそれぞれ 15.69%、15.55%、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は 15.22% である。

### (3) 国庫・公経済負担 - 各制度とも増加が続く -

平成 13 年度の国庫・公経済負担は、厚生年金 3 兆 8,164 億円、国共済 1,348 億円、地共済 3,506 億円、私学共済 415 億円、農林年金 600 億円、国民年金 1 兆 4,307 億円であった（表 5）。

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも増加を続けており、13 年度の対前年度増加率は、厚生年金 2.6%、国共済 2.5%、地共済 4.8%、私学共済 2.8%、農林年金 3.5%、国民年金 4.9% であり、公的年金制度全体では、対前年度 3.3%増の 5 兆 8,340 億円となっている。

ここで、国庫・公経済負担とは、

基礎年金拠出金の3分の1に相当する額

国民年金が発足した昭和36年4月より前の期間(恩給公務員期間等は除く。)

に係る給付に要する費用の一定割合(厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・農林年金は19.82%)に相当する額

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額<sup>注</sup>のことである。

注 123頁の補足2を参照のこと。

表5 国庫・公経済負担額の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	億円	旧三共済 億円							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	28,295	688	988	2,602	294	525	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	1,055	2,786	318	539	30,568	14,679	45,247
9	27,115		1,095	2,868	327	530	31,936	13,322	45,258
10	28,302		1,166	2,896	344	523	33,231	13,265	46,496
11	36,356		1,219	3,043	368	539	41,525	13,227	54,752
12	37,209		1,315	3,346	404	580	42,853	13,637	56,489
13	38,164		1,348	3,506	415	600	44,032	14,307	58,340
対前年度増減率(%)									
8	10.7		6.8	7.1	7.9	2.8	8.5	23.9	0.0
9	4.8		3.8	3.0	2.8	1.7	4.5	9.2	0.0
10	4.4		6.5	1.0	5.2	1.4	4.1	0.4	2.7
11	28.5		4.5	5.1	7.1	3.0	25.0	0.3	17.8
12	2.3		7.9	10.0	9.7	7.5	3.2	3.1	3.2
13	2.6		2.5	4.8	2.8	3.5	2.8	4.9	3.3

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、国庫・公経済負担の増加はもっぱら基礎年金拠出金の増加(後述)を反映したものである。

なお、国民年金においては、さらに国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分<sup>注</sup>がある。

注 用語解説「特別国庫負担」の項を参照のこと。

#### (4) 追加費用

平成13年度の追加費用は、国共済5,400億円、地共済1兆4,572億円であった(表6)。

追加費用の推移をみると、国共済は11年度から、地共済は10年度から、それぞれ減少を続けている。追加費用は、給付のうち恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当する。恩給公務員期間等を有する受給権者の新規発生は少なくなっていく。そのため追加費用は、これまでは年金額の改定などにより増加する年度もあったが、今後は長期的には減少していくものである。

表6 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円
7	6,060	15,559	21,619
8	5,758	16,009	21,766
9	5,894	16,059	21,953
10	6,062	15,745	21,808
11	5,807	15,271	21,078
12	5,612	14,756	20,368
13	5,400	14,572	19,972
対前年度増減率(%)			
8	5.0	2.9	0.7
9	2.4	0.3	0.9
10	2.9	2.0	0.7
11	4.2	3.0	3.3
12	3.4	3.4	3.4
13	3.8	1.2	1.9

(5) 運用収入 - 各制度とも減少 -

平成13年度の運用収入は、厚生年金2兆6,541億円、国共済2,104億円、地共済7,775億円、私学共済783億円、農林年金507億円、国民年金1,246億円であった(表7)。

運用収入の推移をみると、各制度ともここ数年減少を続けている。厚生年金と国民年金については、12年度までは全額が預託金利子収入であったのに対し、13年度は預託金利子収入に加え年金資金運用基金の運用損益等を合わせたもの(時価ベースであり評価損益が含まれる。年金資金運用基金が旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益分も含む。)としている注。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が年金資金運用基金に寄託し、同基金により、最もふさわしい方法で市場運用されることとなった(寄託金の用途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある)。同基金は、旧年金福祉事業団が旧財政投融资制度を通じて資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資

金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）に預託され（預託期間は原則7年）、運用収入は全額が預託金利息収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）預託が経過的に継続されることになっている。

共済年金の運用収入は簿価ベースで評価損益は含めないものであるが、総じて減少を続けている。13年度の対前年度増減率をみると、減少率の最も大きい制度は農林年金で27.4%の減、次いで地共済15.9%減、国共済15.8%減、私学共済10.5%減となっている。

表7 運用収入の推移

厚生年金と国民年金は時価ベースである。

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	旧三共済								
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	55,268	1,067	3,463	11,438	1,056	875	73,168	3,184	76,351
8	56,061	1,693	3,505	10,833	985	781	73,858	3,296	77,154
9	55,637		3,289	10,931	996	774	71,627	3,405	75,032
10	52,164		2,728	10,432	989	715	67,029	3,368	70,396
11	47,286		2,666	12,018	1,013	676	63,659	3,236	66,895
12	43,067		2,499	9,246	875	698	56,383	2,828	59,211
13	26,541		2,104	7,775	783	507	-	1,246	-
対前年度増減率 (%)									
8	2.5		1.2	5.3	6.7	10.8	0.9	3.5	1.1
9	3.7		6.2	0.9	1.1	0.8	3.0	3.3	2.8
10	6.2		17.1	4.6	0.7	7.7	6.4	1.1	6.2
11	9.4		2.3	15.2	2.4	5.4	5.0	3.9	5.0
12	8.9		6.3	23.1	13.7	3.2	11.4	12.6	11.5
13	38.4		15.8	15.9	10.5	27.4	-	55.9	-

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 厚生年金と国民年金の12年度以前の運用は全額資金運用部への預託で、運用収入は預託金利息収入である。平成13年度の厚生年金・国民年金の実績は、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

#### (6) 運用利回り - 各制度とも低下 -

このような運用収入の減少は、運用利回りが低下してきていることによる（表8）。平成13年度の運用利回りは私学共済が最も高く2.60%、次いで農林年金2.54%、国共済2.42%、地共済2.05%、厚生年金1.99%、国民年金1.29%の順となっている。なお、厚生年金と国民年金の運用利回りは、12年度までは預託金の運用利回り、13年度は預託金利息収入と年金資金運用基金の運用損益等を合わせた利回りで時価ベースのものでみている。また、共済年金の運用利回りは簿価ベースである。



運用利回りの推移をみると、厚生年金は12年度の3.22%から13年度は1.99%に、国民年金は2.98%から1.29%に、それぞれ低下した。共済年金も同様にそれぞれ低下している。

表8 運用利回りの推移

厚生年金と国民年金は時価ベースである。

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
	%	%	%	%	%	%
平成7	5.24	4.97	4.23	4.60	4.92	4.90
8	4.99	4.82	3.74	4.03	4.23	4.56
9	4.66	4.32	3.57	3.86	4.08	4.26
10	4.15	3.44	3.24	3.66	3.69	3.94
11	3.62	3.27	3.57	3.59	3.45	3.58
12	3.22	3.01	2.61	2.99	3.55	2.98
13	1.99	2.42	2.05	2.60	2.54	1.29

注 平成13年度の厚生年金・国民年金の実績は、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

(7) 基礎年金交付金 - 各制度とも減少続く -

平成13年度の基礎年金交付金は決算ベースで、厚生年金1兆5,566億円、国共済1,993億円、地共済4,545億円、私学共済232億円、農林年金525億円、国民年金2兆4,245億円であった(表9)。

基礎年金交付金の決算ベースの額は前々年度の精算額と当年度の概算額の合計であり、基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースで推移をみると、8年度以降は各制度ともほぼコンスタントに減少を続けている。基礎年金交付金は、旧法年金に係るみなし基礎年金給付費に充てられるもので、旧法年金の受給権者の新規発生は限られていることから、追加費用同様、今後減少を続けていくものと思われる。

表9 基礎年金交付金の推移

決算ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	旧三共済								
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,689	2,372	2,188	5,276	295	689	36,509	31,868	68,378
8	25,491	2,445	2,209	5,371	291	589	36,396	30,395	66,790
9	25,493		2,194	5,208	285	504	34,109	28,435	62,544
10	24,952		2,201	5,035	277	481	32,954	27,826	60,781
11	23,036		2,156	4,956	261	533	30,947	26,748	57,695
12	19,574		2,083	4,796	245	563	27,260	25,701	52,962
13	15,566		1,993	4,545	232	525	22,861	24,245	47,107
対前年度増減率 (%)									
8	0.4		0.9	1.8	1.2	14.5	0.3	4.6	2.3
9	8.7		0.7	3.0	2.3	14.5	6.3	6.4	6.4
10	2.1		0.3	3.3	2.7	4.5	3.4	2.1	2.8
11	7.7		2.0	1.6	5.6	10.9	6.1	3.9	5.1
12	15.0		3.4	3.2	6.4	5.5	11.9	3.9	8.2
13	20.5		4.3	5.2	5.1	6.7	16.1	5.7	11.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金及び平成7年度分の精算額(425億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(平成10年度は9億円、平成11年度は4億円)を含む。

確定値ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	旧三共済								
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	2,167	5,206	297	615	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	2,187	5,158	287	605	36,045	30,319	66,364
9	26,451		2,184	5,079	276	587	34,977	29,018	63,995
10	25,804		2,178	5,033	265	577	33,857	28,132	61,989
11	24,750		2,128	4,916	253	562	32,610	26,941	59,551
12	24,234		2,077	4,724	239	547	31,822	25,588	57,410
13	23,059		2,004	4,509	228	527	30,328	24,251	54,579
対前年度増減率 (%)									
8	1.9		0.9	0.9	3.4	1.7	1.6	3.8	2.6
9	4.9		0.1	1.5	3.9	3.0	3.0	4.3	3.6
10	2.4		0.3	0.9	3.8	1.6	3.2	3.1	3.1
11	4.1		2.3	2.3	4.6	2.5	3.7	4.2	3.9
12	2.1		2.4	3.9	5.5	2.7	2.4	5.0	3.6
13	4.8		3.5	4.6	5.0	3.7	4.7	5.2	4.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。

(8) 給付費 - 被用者年金各制度は増加が続く -

平成 13 年度の給付費は、厚生年金 19 兆 6,228 億円、国共済 1 兆 6,867 億円、地共済 4 兆 2,005 億円、私学共済 2,023 億円、農林年金 3,916 億円、国民年金 2 兆 5,133 億円であった（表 10）。国民年金（国民年金勘定）の給付費は主として旧法国民年金の給付で、基礎年金給付費は含まれない。

給付費の推移をみると、被用者年金では増加を続けている。平成 13 年度について対前年度増減率をみると、増加率は私学共済で最も大きく 4.2%増、次いで厚生年金 2.4%増、農林年金 1.6%増、地共済 1.4%増、国共済 0.4%増の順となっている。

一方、国民年金（国民年金勘定）は 5.0%の減となっている。国民年金（国民年金勘定）の給付費は一貫して減少となっているが、国民年金（国民年金勘定）の給付費は主に旧法国民年金の老齢年金の給付費で、受給権者の新規発生が被用者年金と違って非常に少ないためと思われる。

表 10 給付費の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金
	億円	億円						
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	16,005	38,176	1,538	3,376	209,507	32,193
8	156,890	12,932	16,117	38,805	1,618	3,467	216,897	31,042
9	172,895		16,240	39,376	1,694	3,567	233,772	29,783
10	182,824		16,517	40,523	1,794	3,707	245,364	28,933
11	187,364		16,608	41,177	1,864	3,774	250,787	27,781
12	191,544		16,800	41,430	1,942	3,854	255,569	26,454
13	196,228		16,867	42,005	2,023	3,916	261,039	25,133
対前年度増減率(%)								
8	3.9		0.7	1.6	5.2	2.7	3.5	3.6
9	1.8		0.8	1.5	4.7	2.9	7.8	4.1
10	5.7		1.7	2.9	5.9	3.9	5.0	2.9
11	2.5		0.6	1.6	3.9	1.8	2.2	4.0
12	2.2		1.2	0.6	4.2	2.1	1.9	4.8
13	2.4		0.4	1.4	4.2	1.6	2.1	5.0

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

(9) 基礎年金拠出金 - 各制度とも増加が続く -

平成 13 年度の基礎年金拠出金は、決算ベースで厚生年金 9 兆 3,048 億円、国共済 3,608 億円、地共済 9,861 億円、私学共済 1,137 億円、農林年金 1,356 億円、国民年金 2 兆 8,043 億円であった（表 11）。

基礎年金拠出金の決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計

であり、基礎年金制度としての実績は確定値ベースとなる。確定値ベースで推移をみると、各制度とも増加を続けている。13年度について対前年度増減率をみると、増加率の最も大きいのは私学共済で5.3%の増、次いで国民年金4.9%増、厚生年金4.2%増、国共済4.2%増、地共済3.9%増、農林年金3.1%増の順となっている。

表1-1 基礎年金拠出金の推移

決算ベース									
年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	億円	旧三共済 億円							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	70,154	1,218	2,624	7,351	813	1,090	83,250	22,177	105,427
8	74,120	1,267	2,733	7,728	847	1,132	87,827	22,324	110,151
9	77,173		2,848	8,021	879	1,124	90,275	23,379	113,654
10	83,144		3,075	8,558	934	1,156	96,881	24,709	121,590
11	88,235		3,288	9,145	1,004	1,211	102,889	24,939	127,828
12	91,272		3,535	9,703	1,103	1,279	106,892	26,109	133,002
13	93,048		3,608	9,861	1,137	1,356	109,009	28,043	137,053
対前年度増減率(%)									
8	5.6		4.1	5.1	4.2	3.9	5.5	0.7	4.5
9	2.4		4.2	3.8	3.8	0.8	2.8	4.7	3.2
10	7.7		8.0	6.7	6.2	2.9	7.3	5.7	7.0
11	6.1		7.0	6.9	7.5	4.7	6.2	0.9	5.1
12	3.4		7.5	6.1	9.9	5.6	3.9	4.7	4.0
13	1.9		2.1	1.6	3.1	6.0	2.0	7.4	3.0

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 被用者年金制度計の平成9年度の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額の概算額及び旧三共済に係る平成7年度分の精算額(230億円)を含み、平成10、11年度の額は旧三共済に係る分の精算額(平成10年度は15億円、平成11年度は7億円)を含む。

確定値ベース									
年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	億円	旧三共済 億円							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	2,660	7,425	815	1,084	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	2,792	7,800	862	1,131	87,804	23,061	110,865
9	79,669		2,945	8,216	912	1,164	93,132	23,619	116,751
10	84,991		3,144	8,786	984	1,224	99,129	24,995	124,124
11	89,002		3,329	9,280	1,047	1,281	103,939	26,848	130,787
12	93,633		3,569	9,705	1,116	1,338	109,361	27,946	137,307
13	97,575		3,719	10,088	1,175	1,380	113,937	29,319	143,255
対前年度増減率(%)									
8	5.8		5.0	5.1	5.7	4.3	5.7	5.9	5.7
9	5.9		5.5	5.3	5.9	2.9	6.1	2.4	5.3
10	6.7		6.7	6.9	7.8	5.2	6.4	5.8	6.3
11	4.7		5.9	5.6	6.4	4.6	4.9	7.4	5.4
12	5.2		7.2	4.6	6.5	4.5	5.2	4.1	5.0
13	4.2		4.2	3.9	5.3	3.1	4.2	4.9	4.3

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。

(10) 基礎年金給付費、みなし基礎年金給付費

平成 13 年度の基礎年金給付費は決算ベースで 9 兆 3,633 億円、みなし基礎年金給付費が 4 兆 7,107 億円であった（表 12）。

基礎年金拠出金は、基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）を各制度が分担する分であるから、基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の両方から影響を受ける。

両者の推移をみると、基礎年金給付費はここ数年、1 年当たり 10%以上の率で増加を続けているが、旧法年金に係る費用であるみなし基礎年金給付費の方は年々減少している。13 年度の対前年度増減率をみると、基礎年金給付費 10.4%増、みなし基礎年金給付費 11.1%減、両者を合わせた額は 2.2%の増となっている。

表 1 2 基礎年金給付費の推移 （決算ベース）

年度	基礎年金給付費		みなし基礎年金給付費		基礎年金給付費と みなし基礎年金給付費の 合計額	
	対前年度 増減率		対前年度 増減率		対前年度 増減率	
	億円	%	億円	%	億円	%
平成 7	41,695		68,378		110,073	
8	49,455	18.6	66,790	2.3	116,245	5.6
9	57,690	16.7	62,544	6.4	120,234	3.4
10	67,114	16.3	60,781	2.8	127,894	6.4
11	76,146	13.5	57,695	5.1	133,841	4.6
12	84,774	11.3	52,962	8.2	137,736	2.9
13	93,633	10.4	47,107	11.1	140,740	2.2

なお、保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分（当該制度の基礎年金拠出金となる。）は、「基礎年金拠出金算定対象者数」で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。）のことである。次の表 13 は、基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値ベースでみたものである（前々年度の精算額と当年度の概算額の合計に基づく決算ベースの額ではない。）。

これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度4～6%ずつ増加しており、13年度は対前年度4.3%増であった。一方、基礎年金拠出金算定対象者数は制度全体で減少を続けており、13年度は対前年度0.8%減であった。基礎年金拠出金算定対象者数の推移を制度別にみると、13年度は厚生年金、国共済、地共済、農林年金で制度全体の減少率0.8%を上回る率で減少しており、保険料・拠出金算定対象額の分担割合を下げているが、私学共済と国民年金はそれぞれ0.1%増、0.3%減で、分担割合を上げている。

表13 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

確定値ベース												
年度	基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計額	特別国庫負担額	保険料・拠出金算定対象額	基礎年金拠出金単価 ( - ) /	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計	厚生年金	旧三共済	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	1,571	4,385	481	640	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	1,554	4,341	480	630	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		1,557	4,343	482	615	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		1,542	4,310	483	600	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		1,539	4,291	484	592	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		1,553	4,224	485	582	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		1,538	4,172	486	571	12,126

対前年度増減率(%)												
8	5.5	0.1	5.7	6.1	0.4	0.3		1.1	1.0	0.3	1.7	0.2
9	5.1	0.4	5.3	5.3	0.0	0.9		0.2	0.0	0.5	2.3	2.7
10	6.1	1.1	6.3	7.8	1.3	1.3		0.9	0.8	0.1	2.4	1.8
11	5.1	1.5	5.4	6.1	0.7	1.3		0.2	0.4	0.3	1.4	1.2
12	4.8	0.7	5.0	6.2	1.2	1.0		0.9	1.6	0.3	1.7	2.0
13	4.2	1.8	4.3	5.2	0.8	1.0		1.0	1.2	0.1	2.0	0.3

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金	旧三共済	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.00	66.62	1.18	2.54	7.08	0.78	1.03	20.77
8	100.00	66.68	1.17	2.52	7.04	0.78	1.02	20.80
9	100.00	68.43		2.52	7.04	0.78	1.00	20.23
10	100.00	68.47		2.53	7.08	0.79	0.99	20.14
11	100.00	68.05		2.55	7.10	0.80	0.98	20.53
12	100.00	68.19		2.60	7.07	0.81	0.97	20.35
13	100.00	68.11		2.60	7.04	0.82	0.96	20.47

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

(11) 収支残 - 各制度とも減少、一部の制度は赤字に転ずる -

平成 13 年度の収支残は、厚生年金 6,999 億円の赤字、国共済 549 億円の黒字、地共済 7,760 億円の黒字、私学共済 677 億円の黒字、農林年金 367 億円の赤字、国民年金 167 億円の黒字であった（表 14）。厚生年金と国民年金の収支残は、年金資金運用基金が旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益分を含めた運用収入で計算した時価ベースのものである。

また、共済年金の収支残は簿価ベースである。農林年金は 367 億円の赤字で、積立金を取り崩している。

表 7 に掲げた運用収入と収支残を比較すると、各制度とも収支残の方が小さくなっている。収支残が運用収入を下回るということは、保険料収入や国庫・公経済負担で支出を賄いきれず、運用収入の一部を充てていることを意味する。

表 1 4 収支残の推移

厚生年金と国民年金は時価ベースである。

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	72,760	3,101	16,782	1,446	806	6,790
8	66,381	3,089	16,816	1,342	559	9,444
9	72,910	3,160	17,234	1,332	500	6,151
10	50,801	2,395	14,900	1,207	225	4,871
11	39,482	1,852	14,987	1,121	118	4,952
12	20,779	2,762	9,160	852	34	3,527
13	6,999	549	7,760	677	367	167

注 1 厚生年金の平成 8 年度以前は旧三共済を含まない。

注 2 平成 13 年度の厚生年金・国民年金の実績は、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益分を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

収支残の推移をみると、各制度とも収入減と支出増を受け、ここ数年、縮小を続けている。厚生年金は平成 12 年度の 2 兆 779 億円の黒字から 13 年度は 6,999 億円の赤字に、農林年金は 12 年度の 34 億円の黒字から 13 年度は 367 億円の赤字となった。他の制度は黒字ではあるが、国共済は 12 年度の 2762 億円の黒字から 13 年度 549 億円の黒字に、地共済は 12 年度の 9,160 億円の黒字から 13 年度 7,760 億円の黒字に、私学共済は 852 億円黒字から 677 億円黒字に、それぞれ黒字幅が縮小している。

(12) 積立金

平成13年度末の積立金は、厚生年金134兆5,967億円、国共済8兆6,500億円、地共済36兆9,267億円、私学共済3兆800億円、農林年金1兆9,746億円、国民年金9兆7,348億円であった(表15)。厚生年金と国民年金の平成13年度末の積立金は、年金資金運用基金が旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益分を含めた時価ベースのものである。共済年金はいずれも有価証券等を取得時価格で評価した簿価ベースである。

積立金の推移をみると、各制度とも対前年度増加率が総じて鈍化してきており、13年度は一部の制度で減少となった。

表15 積立金の推移

厚生年金と国民年金は時価ベースである。

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金	公的年金 制度全体
	旧三共済								
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	1,118,111	23,475	72,693	288,406	24,268	18,677	1,545,630	69,516	1,615,146
8	1,184,579	25,007	75,782	305,220	25,611	19,236	1,635,435	78,493	1,713,929
9	1,257,560		78,942	322,455	26,943	19,737	1,705,637	84,683	1,790,320
10	1,308,446		81,337	337,358	28,150	19,961	1,775,251	89,619	1,864,871
11	1,347,988		83,189	352,346	29,270	20,079	1,832,872	94,617	1,927,489
12	1,368,804		85,951	361,507	30,123	20,113	1,866,498	98,208	1,964,706
13	1,345,967		86,500	369,267	30,800	19,746	-	97,348	-
対前年度増減率(%)									
8	5.9		4.2	5.8	5.5	3.0	5.8	12.9	6.1
9	6.2		4.2	5.6	5.2	2.6	4.3	7.9	4.5
10	4.0		3.0	4.6	4.5	1.1	4.1	5.8	4.2
11	3.0		2.3	4.4	4.0	0.6	3.2	5.6	3.4
12	1.5		3.3	2.6	2.9	0.2	1.8	3.8	1.9
13	1.7		0.6	2.1	2.2	1.8	-	0.9	-

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注2 平成13年度の厚生年金・国民年金の実績は、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。



## 2 被保険者の現状及び推移

### (1) 被保険者数 - 私学共済以外の被用者年金制度は減少 -

平成 13 年度末の被保険者・組合員・加入者数（以下「被保険者数」という。）は、被用者年金では厚生年金が 3,158 万人、国共済 111 万人、地共済 321 万人、私学共済 41 万人、農林年金 46 万人、公的年金制度全体では 7,017 万人であった（表 16）。被用者年金では厚生年金が全体の 86% を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）2,207 万人、国民年金第 3 号被保険者 1,133 万人、被用者年金制度の被保険者 3,676 万人である。

表 16 被保険者数の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済								第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7	32,808	467	1,125	3,339	400	509	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	1,124	3,336	401	501	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		1,122	3,326	401	490	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		1,111	3,306	403	482	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		1,106	3,288	404	475	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		1,119	3,239	406	467	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		1,110	3,207	408	459	36,760	70,168	22,074	11,334
対前年度増減率(%)										
8	0.6		0.1	0.1	0.3	1.5	0.5	0.3	1.3	1.5
9	0.0		0.2	0.3	0.1	2.3	0.0	0.2	1.2	0.6
10	1.5		1.0	0.6	0.4	1.6	1.4	0.2	4.3	1.1
11	1.4		0.4	0.5	0.2	1.5	1.3	0.2	3.7	1.1
12	0.9		1.2	1.5	0.5	1.6	0.9	0.2	1.7	1.3
13	1.9		0.8	1.0	0.6	1.8	1.8	0.5	2.5	1.7

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

被保険者数の推移をみると（表 16、図 3）、13 年度は私学共済を除く各被用者年金で減少しており、減少率が最も大きいのは厚生年金で 1.9% 減、次いで農林年金 1.8% 減、地共済 1.0% 減、国共済 0.8% 減の順である。一方、私学共済は 0.6% 増となった。また、国民年金の第 1 号被保険者は 2.5% の増加であった。公的年金制度全体では 0.5% の減少となっている。

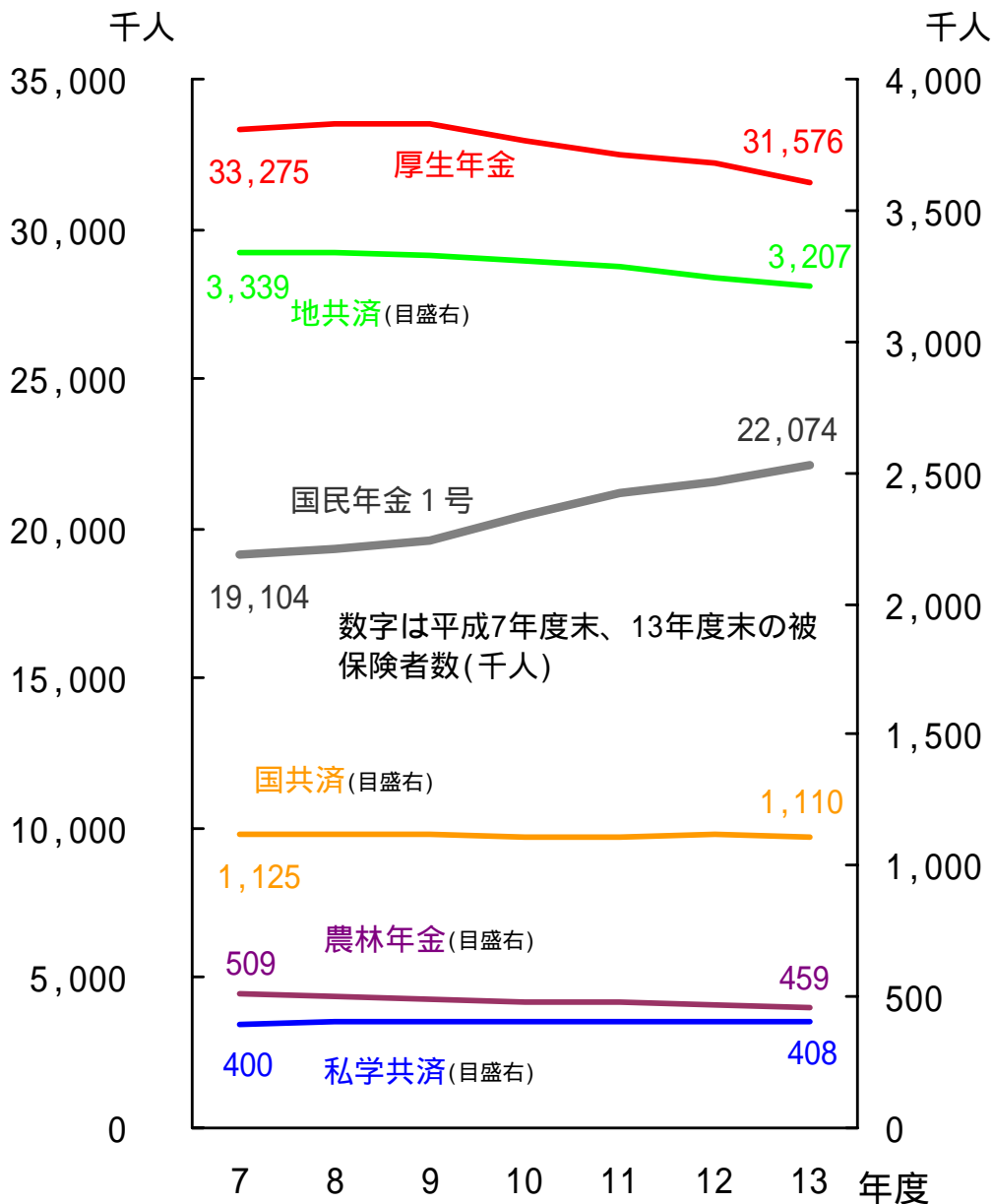
私学共済以外の被用者年金の被保険者の減少は、13 年度より前から続いているものである。厚生年金は 9 年度の 3,347 万人をピークに以後 4 年連続減少し、13 年度は 9 年度よりも 5.7% 低い水準となり、国共済は 12 年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は、厚生年金ほ

どではないものの減少を続けており、13年度は7年度よりも1.3%低い水準となった。地共済、農林年金も減少を続けており、13年度は7年度に比べてそれぞれ4.0%、9.9%低い水準にある。

一方、私学共済は年々増加を続けており、13年度は7年度に比べて2.2%高い水準にある。

また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けており、13年度は7年度に比べて15.5%高い水準にある。

図3 被保険者数の推移



(2) 年齢 - 平均年齢の高い地共済、農林年金、低い私学共済、国共済 -

被保険者の平均年齢を平成 13 年度末でみると（表 17）、被用者年金では地共済が最も高く 42.7 歳、次いで農林年金 41.3 歳、厚生年金 40.7 歳、私学共済 39.7 歳、国共済 39.5 歳の順となっている。また、国民年金第 1 号被保険者の平均年齢は 39.6 歳となっている。

表 17 被保険者の年齢 - 平成 13 年度末 -

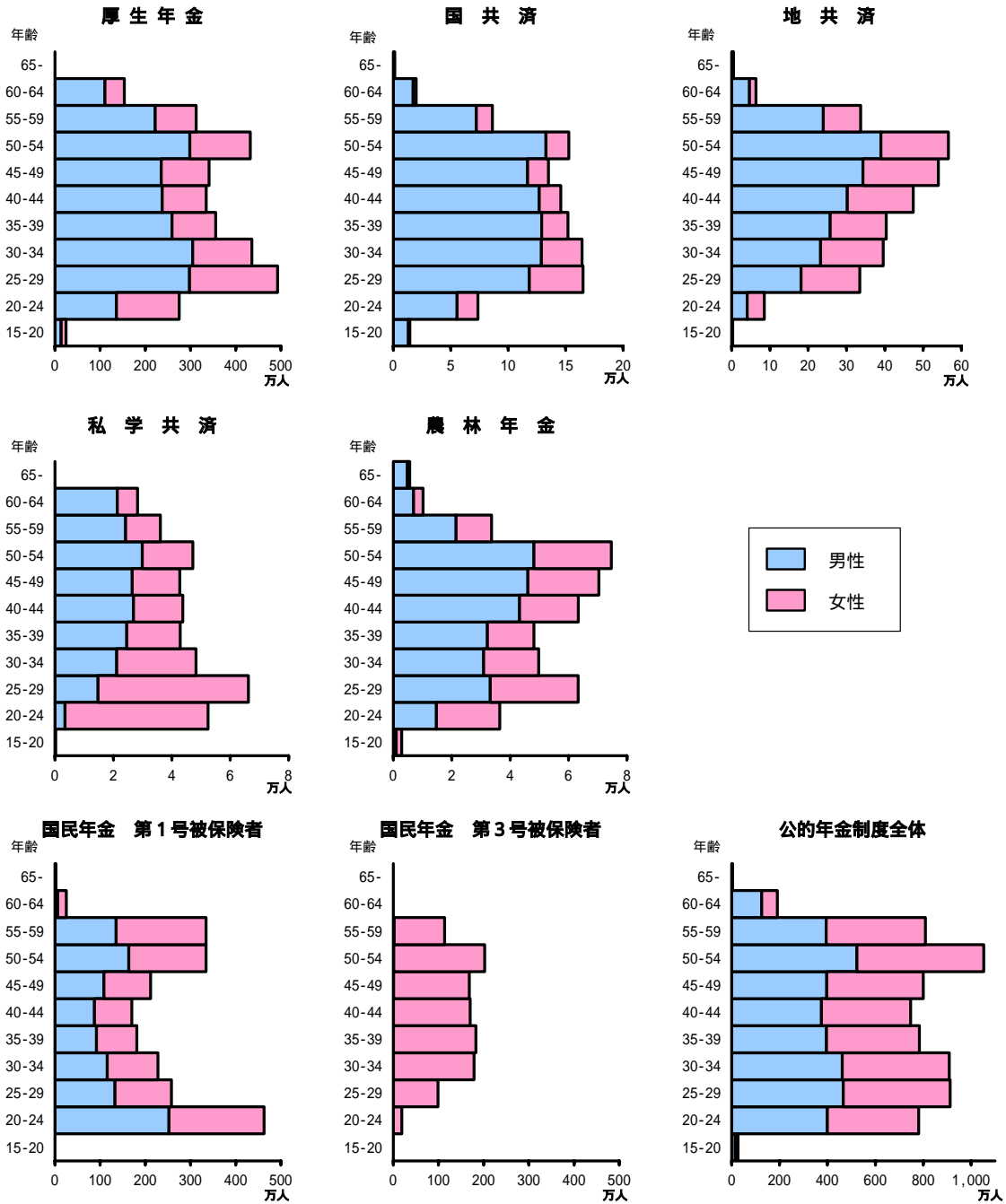
区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						第 1 号	第 3 号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	40.7	39.5	42.7	39.7	41.3	39.6	42.6
男性	41.5	40.1	43.5	45.2	42.6	38.5	48.7
女性	39.0	36.9	41.1	34.9	39.4	40.7	42.5
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.8	1.3	0.1	0.1	0.6	-	-
20～24歳	8.7	6.6	2.7	12.9	8.0	21.0	1.7
25～29歳	15.6	14.9	10.4	16.2	13.8	11.7	8.7
30～34歳	13.8	14.8	12.3	11.8	10.9	10.3	15.8
35～39歳	11.3	13.7	12.6	10.5	10.5	8.2	16.1
40～44歳	10.6	13.1	14.8	10.7	13.8	7.7	15.0
45～49歳	10.8	12.1	16.8	10.5	15.3	9.6	14.9
50～54歳	13.7	13.8	17.6	11.6	16.3	15.1	17.8
55～59歳	9.9	7.8	10.5	8.8	7.3	15.1	10.0
60～64歳	4.9	1.8	2.0	6.9	2.2	1.1	-
65歳以上	0.0	0.1	0.1	0.0	1.2	0.1	-

注 国民年金の第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

年齢分布をみると（表 17、図 4）45～49 歳、50～54 歳の割合が、地共済はそれぞれ 16.8%、17.6%、農林年金はそれぞれ 15.3%、16.3%で、他制度と比べて高いものとなっており（例えば厚生年金はそれぞれ 10.8%、13.7%である。）特に地共済の年齢分布は、54 歳以下では年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっている。また厚生年金は、50～54 歳が 13.7%で、前後の 55～59 歳 9.9%、45～49 歳 10.8%に比べて突出しており、さらに 30～34 歳 13.8%、25～29 歳 15.6%もやはり前後の年齢層に比べて突出している。

国民年金第 1 号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24 歳が最も多く 21.0%、次いで 45～49 歳 15.1%、50～54 歳 15.1%、一方、35～49 歳の各年齢層は 10%以下の割合となっている。

図4 被保険者の年齢分布 - 平成13年度末 -



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成 - 女性の多い私学共済、少ない国共済 -

被保険者に占める女性の割合を平成 13 年度末でみると(表 18)、被用者年金では私学共済が最も高く 52.8%、次いで農林年金 38.3%、地共済 36.4%、厚生年金 33.0% の順で、国共済は最も低く 17.7%である。

国民年金第 1 号被保険者の女性割合は 50.5%である。

表 18 男女別被保険者数 - 平成 13 年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	公的年金 制度全体	国民年金	
							第 1 号	第 3 号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	31,576	1,110	3,207	408	459	70,168	22,074	11,334
男性	21,157	913	2,040	193	283	35,575	10,932	57
女性	10,419	197	1,167	215	176	34,592	11,141	11,277
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%	%
	33.0	17.7	36.4	52.8	38.3	49.3	50.5	99.5

注 国民年金の第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1 人当たり標準報酬月額 - 高い国共済と地共済、各制度とも低い伸び -

被用者年金について 1 人当たり標準報酬月額を平成 13 年度末でみると(表 19)、最も高いのは地共済で 46.2 万円、次いで国共済 41.3 万円、私学共済 36.8 万円、厚生年金 31.9 万円、農林年金 29.7 万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額 46.2 万円は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」36.9 万円が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために 1.25 倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。)

1 人当たり標準報酬月額の男女間格差を、男性を 100 とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の 2 制度がそれぞれ 83.8、92.8 であり、厚生年金(61.4)、私学共済(63.7)、農林年金(68.6)に比べて男女間格差が小さい。

表 1 9 1人当たり標準報酬月額 - 平成 13 年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
	円	円	円	円	円
計	318,679	412,604	461,583	367,677	296,925
男性	365,143	424,731	473,928	454,830	337,545
女性	224,311	356,051	440,014	289,675	231,496
男性を100 とした女性 の水準	61.4	83.8	92.8	63.7	68.6

注 1 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した(1.25倍)場合の額である。

注 2 地共済の平均給料月額は男女計369,266円、男性379,142円、女性352,011円である。

1人当たり標準報酬月額推移をみると(表 20)、厚生年金が10年度、11年度の両年で減少となった以外は、各制度とも増加を続けている。しかし、増加率は概ね2%未満であり、13年度については厚生年金が横ばい、他の制度も増加率は1%未満と、8年度以降で最も低い増加率にとどまっている。

表 2 0 1人当たり標準報酬月額推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
平成	円	円	円	円	円
7	307,530	379,903	424,225	343,239	277,620
8	311,344	385,459	432,775	348,348	282,375
9	316,881	390,090	441,521	353,682	286,727
10	316,186	396,552	448,151	357,706	289,986
11	315,353	402,215	453,615	360,832	292,577
12	318,688	410,569	458,066	366,349	295,153
13	318,679	412,604	461,583	367,677	296,925
対前年度増減率(%)					
8	1.2	1.5	2.0	1.5	1.7
9	1.8	1.2	2.0	1.5	1.5
10	0.2	1.7	1.5	1.1	1.1
11	0.3	1.4	1.2	0.9	0.9
12	1.1	2.1	1.0	1.5	0.9
13	0.0	0.5	0.8	0.4	0.6

注 1 年度末における標準報酬月額被保険者1人当たり平均である。

注 2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注 3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

(5) 標準報酬月額総額 - 減少ないし低い伸び -

被用者年金の平成13年度の標準報酬月額総額（年度間累計）は、厚生年金123兆1,930億円、国共済5兆4,583億円、地共済17兆6,435億円、私学共済1兆8,016億円、農林年金1兆6,410億円であった（表21）。

推移をみると、被保険者数の減少と1人当たり標準報酬月額の低い伸びを受け、減少ないし低い伸びにとどまっている。厚生年金は9年度をピークに、農林年金は8年度をピークに、それぞれ減少を続けており、13年度は厚生年金0.7%減、農林年金1.1%減となった。他の制度は、地共済の12年度を除き増加は続けているものの、13年度の前年度増減率は最も大きい私学共済でも1.3%増であり、次いで国共済0.5%増、地共済横ばいの順である。なお、12年度、地共済が減少、国共済の増加率が他の年に比べて高くなっているのは、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことの影響がある。

表21 標準報酬月額総額の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計
	旧三共済						
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,215,248	23,136	50,431	168,207	16,431	16,873	1,490,326
8	1,235,867	23,431	51,314	171,635	16,745	16,986	1,515,977
9	1,281,286		51,893	174,521	17,004	16,898	1,541,603
10	1,272,631		52,368	176,293	17,279	16,787	1,535,358
11	1,247,826		52,854	177,712	17,500	16,714	1,512,606
12	1,240,660		54,319	176,426	17,777	16,598	1,505,781
13	1,231,930		54,583	176,435	18,016	16,410	1,497,374
対前年度増減率(%)							
8	1.7		1.8	2.0	1.9	0.7	1.7
9	1.7		1.1	1.7	1.5	0.5	1.7
10	0.7		0.9	1.0	1.6	0.7	0.4
11	1.9		0.9	0.8	1.3	0.4	1.5
12	0.6		2.8	0.7	1.6	0.7	0.5
13	0.7		0.5	0.0	1.3	1.1	0.6

注1 年度間累計の額である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

注3 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

### 3 受給権者の現状及び推移

#### (1) 受給権者数 - 各制度とも増加が続く -

平成 13 年度末の受給権者数は、厚生年金 2,056 万人、国共済 88 万人、地共済 205 万人、私学共済 24 万人、農林年金 35 万人、国民年金 2,067 万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（表 22）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど 1 人で複数の受給権を有している者は、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が 2 人いた場合、1 人分の遺族年金に対し受給権者数は 3 人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると 2,951 万人である。

表 2 2 受給権者数の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人					
平成 7	14,448	633	778	1,747	173.5	266.0	15,152
8	15,239	632	794	1,793	184.6	278.2	16,010
9	16,813		810	1,848	193.5	290.4	16,987
10	17,679		823	1,898	202.5	302.8	17,871
11	18,571		835	1,942	212.7	314.9	18,795
12	19,529		862	1,984	223.8	330.7	19,737
13	20,559		883	2,049	235.3	348.1	20,669
対前年度増減率 (%)							
8	5.2		2.0	2.6	6.4	4.6	5.7
9	5.9		2.1	3.1	4.8	4.4	6.1
10	5.2		1.6	2.7	4.7	4.3	5.2
11	5.0		1.5	2.3	5.0	4.0	5.2
12	5.2		3.1	2.2	5.2	5.0	5.0
13	5.3		2.5	3.2	5.1	5.3	4.7

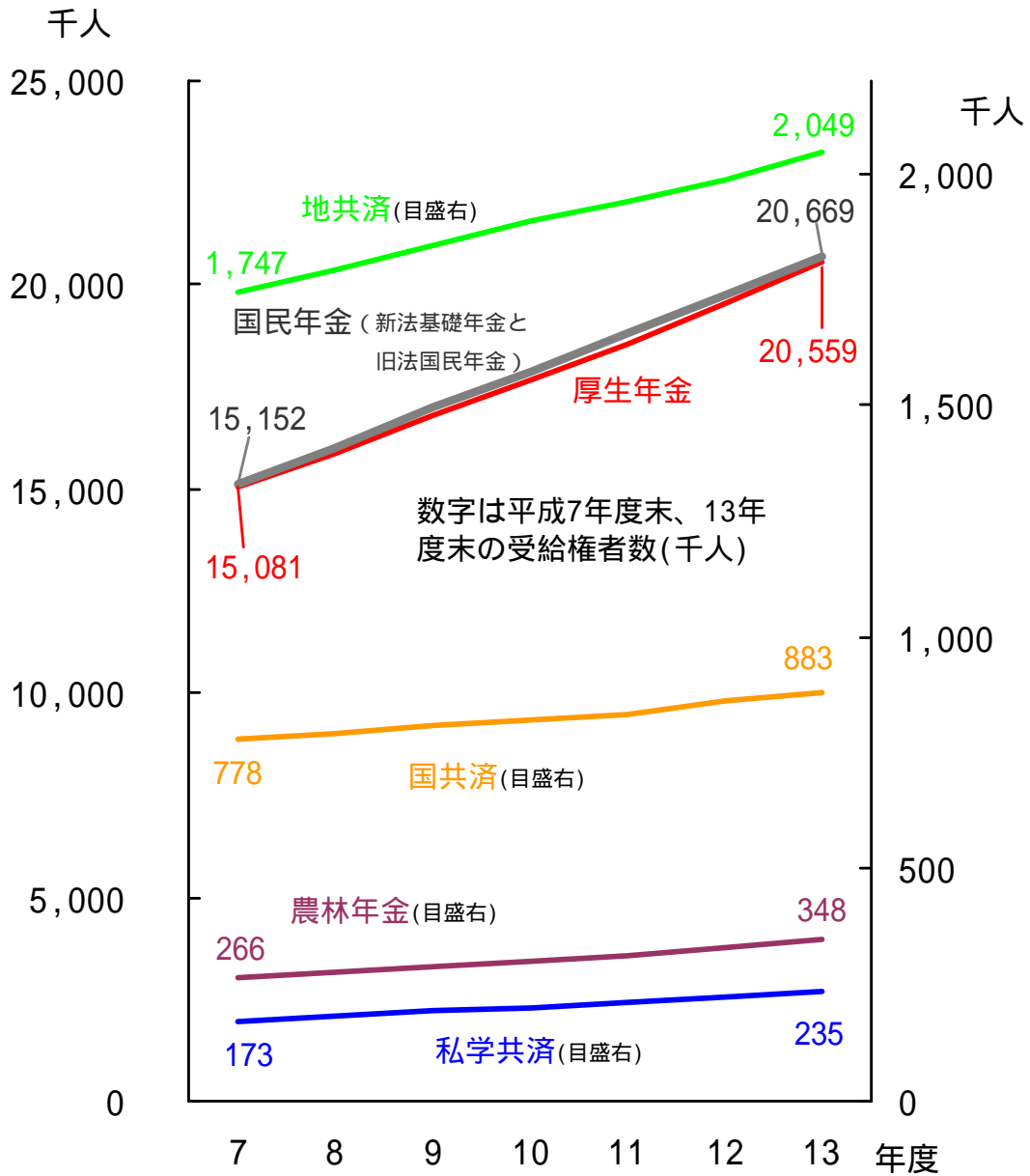
注 厚生年金の平成 8 年度以前は旧三共済を含まない。

受給権者数の推移をみると（表 22、図 5）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は 8 年度以降で、厚生年金が 5% 台、私学共済が 4~6% 程度、農林年金が 4~5% 程度、国民年金が 4~6% 程度であるが、国共済と地共済の増加率はやや低く、国共済 1~2% 程度、地共済 2~3% 程度となっている。13 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金と農林年金の増加率が最も大きく、厚生年金 5.3% 増、農林年金 5.3% 増、次いで私学共済 5.1% 増、地共済 3.2% 増、国共済 2.5% 増



の順となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.7%増となっている。

図5 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、表 23 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

表 23 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人					
平成 7	13,621	-	-	1,680	157.8	257.7	14,751
8	14,324	-	-	1,729	167.6	270.2	15,611
9	15,778	-	-	1,783	176.7	282.7	16,585
10	16,503	-	-	1,833	185.9	294.1	17,469
11	17,233	-	811	1,875	195.8	305.3	18,362
12	18,074	-	837	1,913	206.7	319.6	19,304
13	19,005	-	857	1,970	217.3	335.8	20,238
対前年度増減率(%)							
8	-	-	-	3.0	6.2	4.8	5.8
9	-	-	-	3.1	5.5	4.6	6.2
10	4.6	-	-	2.8	5.2	4.0	5.3
11	4.4	-	-	2.3	5.3	3.8	5.1
12	4.9	-	3.2	2.0	5.6	4.7	5.1
13	5.2	-	2.4	3.0	5.1	5.0	4.8

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成 13 年度末の状況

受給権者を年金種別、すなわち

老齢・退年相当の老齢・退職年金(以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。)

通老・通退相当の老齢・退職年金(以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。)

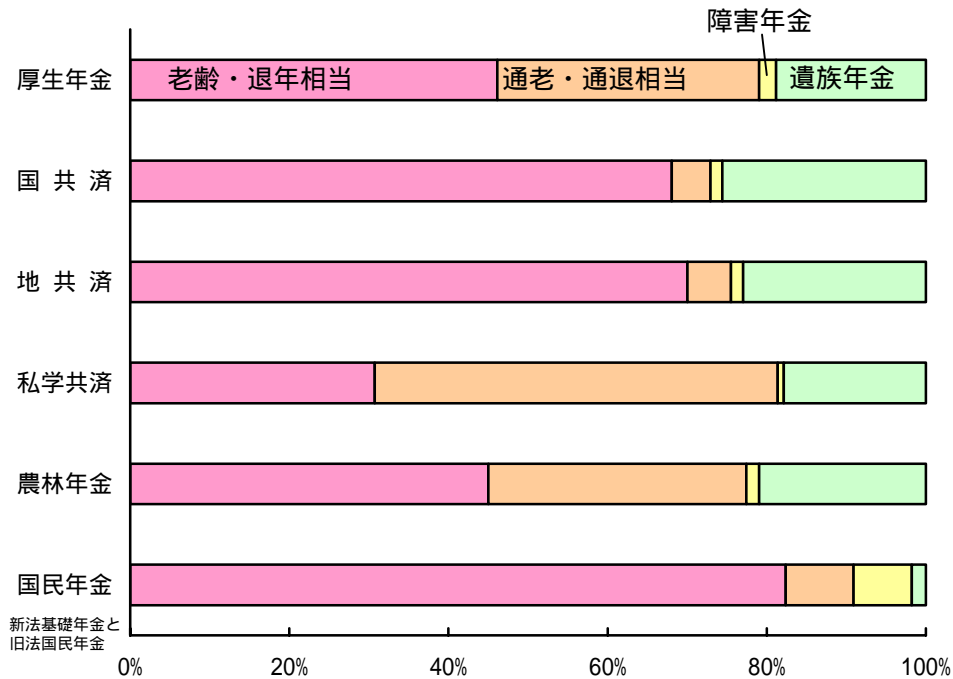
障害年金

遺族年金

の別に見る。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている(経過措置(現在は20年以上)及び中高齢の特例措置(15年以上)を含む)新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

図6 受給権者の年金種別別構成 -平成13年度末-



制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多く、次いで通老・通退相当、遺族年金、そして障害年金が最も少ないという順になっている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない(表24、図6)。

(国民年金は遺族年金が少ない)

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給者数割合をみると、国民年金は1.8%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.8%(厚生年金は18.8%)ある。これは、国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>は基本的には18歳未満の子<sup>注</sup>又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給者数には寡婦年金の受給者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ4.9%、5.5%でしかなく、他の被用者年金が30%以上であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみると、国共済416ヶ

月、地共済 410 ヶ月であり、厚生年金 367 ヶ月、私学共済 368 ヶ月、農林年金 358 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 30.7%に対し通老・通退相当が 50.7%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっている(厚生年金は老齢・退年相当 46.1%に対し通老・通退相当 32.9%である。)

表 2 4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 - 平成 13 年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と 旧法国民年金	
<b>受給権者数</b>	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
計	20,559	883	2,049	235.3	348.1	20,669	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	9,486	601	1,434	72.3	156.7	17,030
	通老・通退相当	6,764	43	112	119.2	112.7	1,764
障害年金	436	13	32	1.8	5.7	1,508	
遺族年金	3,873	226	470	42.0	72.9	367	
<b>構成比</b>	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.1	68.1	70.0	30.7	45.0	82.4
	通老・通退相当	32.9	4.9	5.5	50.7	32.4	8.5
障害年金	2.1	1.5	1.6	0.8	1.6	7.3	
遺族年金	18.8	25.6	22.9	17.8	20.9	1.8	
<b>受給者数</b>	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
計	19,005	857	1,970	217.3	335.8	20,238	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	8,951	586	1,393	61.5	150.2	16,930
	通老・通退相当	6,201	41	108	112.3	108.0	1,758
障害年金	325	9	21	1.5	5.2	1,403	
遺族年金	3,528	220	449	41.9	72.4	147	
<b>構成比</b>	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	47.1	68.4	70.7	28.3	44.7	83.7
	通老・通退相当	32.6	4.8	5.5	51.7	32.2	8.7
障害年金	1.7	1.1	1.1	0.7	1.5	6.9	
遺族年金	18.6	25.7	22.8	19.3	21.6	0.7	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

## イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（表 25）国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は各制度とも、いずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 - 私学共済 6.6%増、厚生年金 5.2%増 - ）

老齢・退年相当について平成 13 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済の 6.6%増が最も大きく、次いで厚生年金 5.2%増、農林年金 3.7%増、地共済 2.8%増、国共済 1.5%増の順となっている。（表 25）

また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は 6.0%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は 13 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が国・地方公共団体が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていく、すなわち保険料負担が増加していくことに留意が必要である。

（通老・通退相当 - 私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きい - ）

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が高くなっている。13 年度の対前年度増加率でみると、例えば厚生年金は、老齢・退年相当 5.2%増に対し、通老・通退相当は 6.5%増となっている。これに対し、私学共済は老齢・退年相当 6.6%増に対し、通老・通退相当は 4.4%増となっている。

なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

（遺族年金）

遺族年金は、国民年金では減少している年度があるものの、他の年金では増加を続けており、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.6%増、国共済 3.5%増、地共済 3.6%増、私学共済 4.8%増、農林年金 5.1%増となっている。

（障害年金）

障害年金も、各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低く、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、国共済の 3.3%増を除き、総じて 2%台の伸びにとどまっている。

表 2 5 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
対前年度増減率(%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
対前年度増減率(%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
年度末	農林年金					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	266.0	132.9	75.3	4.8	53.0	15,152	11,400	2,109	1,309	334
8	278.2	136.2	80.7	5.0	56.3	16,010	12,276	2,063	1,338	332
9	290.4	140.4	85.4	5.1	59.5	16,987	13,276	2,011	1,370	331
10	302.8	143.7	91.2	5.3	62.5	17,871	14,186	1,952	1,402	331
11	314.9	146.5	96.8	5.4	66.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377
12	330.7	151.1	104.6	5.6	69.4	19,737	16,061	1,829	1,473	373
13	348.1	156.7	112.7	5.7	72.9	20,669	17,030	1,764	1,508	367
対前年度増減率(%)										
8	4.6	2.5	7.2	2.8	6.1	5.7	7.7	2.2	2.3	0.5
9	4.4	3.1	5.9	2.3	5.7	6.1	8.1	2.6	2.3	0.2
10	4.3	2.4	6.9	4.3	5.0	5.2	6.9	2.9	2.3	0.1
11	4.0	1.9	6.1	2.3	5.9	5.2	6.4	3.2	2.6	13.7
12	5.0	3.1	8.1	2.9	4.9	5.0	6.4	3.2	2.5	0.9
13	5.3	3.7	7.7	2.5	5.1	4.7	6.0	3.5	2.3	1.7

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

### (3) 年金総額

#### ア 平成 13 年度末の状況

平成 13 年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金 22 兆 8,204 億円、国共済 1 兆 7,534 億円、地共済 4 兆 3,789 億円、私学共済 2,497 億円、農林年金 4,180 億円、国民年金 12 兆 5,830 億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（表 26）。国民年金の 12 兆 5,830 億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる 1 階部分）は含まれない。公的年金制度全体で 42 兆 2,034 億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると 40 兆 5,495 億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

表 2 6 年金種別別にみた年金総額 - 平成 13 年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	228,204	17,534	43,789	2,497	4,180	296,204	125,830	422,034	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	164,588	13,803	35,463	1,615	2,947	218,416	105,494	323,910
	通老・通退相当	20,898	234	702	551	411	22,796	3,821	26,617
障害年金	4,130	184	535	21	70	4,940	13,782	18,722	
遺族年金	38,587	3,305	7,089	309	752	50,042	2,733	52,775	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.1	78.7	81.0	64.7	70.5	73.7	83.8	76.7
	通老・通退相当	9.2	1.3	1.6	22.1	9.8	7.7	3.0	6.3
障害年金	1.8	1.0	1.2	0.8	1.7	1.7	11.0	4.4	
遺族年金	16.9	18.8	16.2	12.4	18.0	16.9	2.2	12.5	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	216,428	17,097	42,571	2,211	4,034	282,341	123,155	405,495	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	156,826	13,488	34,678	1,366	2,827	209,185	105,003	314,188
	通老・通退相当	19,610	224	679	518	394	21,424	3,808	25,232
障害年金	2,978	134	369	18	66	3,565	12,876	16,441	
遺族年金	37,015	3,245	6,845	309	748	48,162	1,467	49,629	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.5	78.9	81.5	61.8	70.1	74.1	85.3	77.5
	通老・通退相当	9.1	1.3	1.6	23.4	9.8	7.6	3.1	6.2
障害年金	1.4	0.8	0.9	0.8	1.6	1.3	10.5	4.1	
遺族年金	17.1	19.0	16.1	14.0	18.5	17.1	1.2	12.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%を占める。ただし私学共済は64.7%と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当が22.1%と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあっては、概ね、遺族年金が16～19%（私学共済のみ12.4%）、障害年金は1～2%であるのに対し、国民年金は遺族年金が2.2%と小さく、障害年金は11.0%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでも特に変わりはない。

## イ 推移

年金総額の推移をみると（表27）、総じて増加を続けている。平成13年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では私学共済が最も大きく2.7%増、次いで厚生年金2.2%増、地共済1.2%増、農林年金1.2%増、国共済は0.1%減となっている。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は13年度、対前年度6.3%増であった。

### （老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、13年度の対前年度増減率は、厚生年金1.7%増、国共済1.0%減、地共済0.6%増、私学共済3.0%増、農林年金0.2%増、国民年金7.5%増となっている。

### （遺族年金）

遺族年金の年金総額は13年度の対前年度増減率でみると、厚生年金3.9%増、国共済3.5%増、地共済4.2%増、私学共済5.3%増、農林年金5.0%増となっており、いずれも老齢・退年相当よりも高い率で増加している。より長いスパン（8年度以降）でも、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。



表 2 7 年金種別別にみた年金総額の推移 - 受給権者ベース -

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
対前年度増減率(%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	0.3	5.7	0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	0.3	3.6	0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	0.7	3.3	0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	0.1	1.0	3.6	0.7	3.5
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
対前年度増減率(%)										
8	1.0	0.2	0.8	0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
年度末	農林年金					国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	3,623	2,690	339	65	528	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413
8	3,710	2,730	352	66	563	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399
9	3,806	2,781	362	66	598	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391
10	3,947	2,860	378	68	640	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437
11	4,036	2,895	390	69	682	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796
12	4,129	2,940	404	70	716	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775
13	4,180	2,947	411	70	752	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733
対前年度増減率(%)										
8	2.4	1.5	3.6	0.6	6.6	8.3	10.6	1.8	1.9	0.6
9	2.6	1.9	2.8	0.4	6.2	8.6	10.8	2.2	2.0	0.3
10	3.7	2.9	4.6	3.4	7.0	9.3	11.1	0.8	3.9	1.9
11	2.3	1.2	3.2	0.9	6.6	8.0	9.0	2.2	3.1	14.7
12	2.3	1.6	3.5	1.2	5.0	6.9	8.3	2.8	2.2	0.8
13	1.2	0.2	1.7	1.1	5.0	6.3	7.5	3.1	2.1	1.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成 13 年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金 949 万人、国民年金 1,703 万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済 60 万人、地共済 143 万人、私学共済 7 万人、農林年金 16 万人であった（表 28）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も高く 40.0%、次いで厚生年金 31.2%、地共済 30.5%、農林年金 24.6%、国共済 15.7%の順となっている。国民年金は 58.8%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも 70 歳前後である。一方、国民年金は 72.9 歳と、被用者年金に比べてやや高い。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数 21,308 千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する 65 歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している 65 歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

表 28 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 - 平成 13 年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 9,486	千人 601	千人 1,434	千人 72.3	千人 156.7	千人 17,030	千人 21,308
男性	6,527	507	997	43.3	118.2	7,018	老齢基礎 年金等受 給権者数
女性	2,959	94	437	28.9	38.5	10,012	
女性割合(%)	31.2	15.7	30.5	40.0	24.6	58.8	
平均年齢 計	歳 70.3	歳 71.1	歳 71.1	歳 69.5	歳 70.3	歳 72.9	
男性	70.1	71.1	71.1	69.0	70.7	71.7	
女性	70.7	71.5	71.0	70.4	69.1	73.8	

(平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>(老齢基礎年金分も含む。)をみると(表 29) 地共済が最も高く 23.2 万円、次いで国共済 21.7 万円、私学共済 21.6 万円、農林年金 17.9 万円、厚生年金 17.3 万円(厚生年金基金代行分も含む。)の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分、高くなっていることに留意が必要である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)

を除くと、地共済 23.8 万円、国共済 22.9 万円、私学共済 22.2 万円、農林年金 18.5 万円、厚生年金の 17.4 万円(厚生年金基金代行分も含む。)となる。

表 29 老齢・退年相当の平均年金月額 -平成 13 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円	
計	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622	
男性	200,469	223,053	244,933	241,545	195,386	58,013	
女性	111,760	184,814	203,631	179,040	129,522	47,142	
女(男=100)	55.7	82.9	83.1	74.1	66.3	81.3	
平均加入期間	月	月	月	月	月	月	
計	367	416	410	368	358	292	
男性	408	420	425	381	371	328	注2 老齢基礎 年金平均 年金月額
女性	277	397	377	349	319	266	
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注1</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円	
計	174,470	229,440	237,784	222,264	185,175	57,814	5.9万円

注1 繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。  
特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.9 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、

さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.2 万円（表中「51,622 円」）である。

（女性の平均年金月額 - 男女格差の小さい国共済、地共済 - ）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む。）をみると（表 29）厚生年金は 11.2 万円であり男性（20.0 万円）の 55.7% の水準、農林年金は 13.0 万円であり男性（19.5 万円）の 66.3% の水準と、男性のほぼ 5 ～ 6 割の水準であるのに対し、国共済は 18.5 万円であり男性（22.3 万円）の 82.9% の水準、地共済は 20.4 万円であり男性（24.5 万円）の 83.1% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間格差が小さいためと考えられる。

（平均年金月額の推移）

平均年金月額の推移をみると（表 30）13 年度は国民年金以外の被用者年金はいずれも減少で、対前年度増減率は、私学共済 2.2% 減、厚生年金と農林年金が共に 1.7% 減、国共済 1.2% 減、地共済 1.1% 減となっている。厚生年金、国共済、地共済、私学共済は、12 年度も減少しており、2 年連続の減少となった。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 13 年度は対前年度 1.4% の増、51,622 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では 8 年度以降、10 年度を除き、総じて減少を続けている。

表30 平均年金月額の推移 - 老齢・退年相当 -

老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	175,177	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	176,035	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	176,784	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	180,481	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	182,049	50,047
12	175,865	219,606	234,931	221,343	182,279	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622
対前年度増減率(%)						
8	0.2	0.1	0.3	0.1	0.5	2.7
9	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	2.1	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	0.9	2.5
12	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	1.7
13	1.7	1.2	1.1	2.2	1.7	1.4

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
平成	円	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671	168,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788	166,961
9	153,578	200,846	214,859	196,547	165,034
10	153,523	201,242	215,515	196,978	165,823
11	152,207	199,261	213,615	195,315	164,619
12	149,564	196,201	210,629	192,790	162,109
13	144,584	191,367	206,105	186,302	156,675
対前年度増減率(%)					
8	1.5	1.2	1.6	1.4	1.0
9	0.0	1.4	1.5	1.6	1.2
10	0.0	0.2	0.3	0.2	0.5
11	0.9	1.0	0.9	0.8	0.7
12	1.7	1.5	1.4	1.3	1.5
13	3.3	2.5	2.1	3.4	3.4

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

平均年金月額の変動に影響を与える加入期間の変動をみると（表 31）各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は 7 年度以降でみて、7 年度の 241 ヶ月から 13 年度は 292 ヶ月まで、年 8～10 ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済、農林年金でも、年 3～4 ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 13 年度の減少については、13 年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の特別支給の老齢・退職年金は、13 年度分は定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

（給付乗率は、昭和 2 年 4 月 1 日以前生まれの 1000 分の 7.308 から昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの者の 1000 分の 5.481 まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。）

- ・ 年金の物価スライドは、10、11 年度がそれぞれ 1.8%、0.6% 引上げであったが、8、9 年度、12、13 年度は据え置きであったこと

表 3 1 平均加入期間の推移 - 老齢・退年相当 -

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	340		241
8	350	410	405	355	343		251
9	354	411	407	357	346		260
10	357	412	408	360	349		268
11	360	414	408	362	352		276
12	364	413	410	366	354		284
13	367	416	410	368	358		292
対前年度増減差							
8	3	0	0	2	3		10
9	4	1	2	2	3		9
10	3	1	1	3	3		8
11	3	2	0	2	3		8
12	4	1	2	4	2		8
13	3	3	0	2	4		8

#### 4 財政指標の現状及び推移

以上、財政収支上の各項目について現状と推移をみた。制度によって違いはあるものの多くの制度が保険料収入の減少、給付費の増加、収支残の縮小、被保険者数の減少、受給権者数の増加といった動きを示していた。

財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬月額総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支状況を表す収支比率、積立て状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。

##### (1) 財政指標の定義及び意味

###### 年金扶養比率

被保険者数の受給権者数（老齢・退年相当の受給権者数）に対する比である。1人の老齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

一般に年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まってくる）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

###### 総合費用率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」を、標準報酬月額総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出 - 国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である<sup>注</sup>。「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬月額総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬月額総額に、受給権者数を「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える(ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。)

さらに総合費用率は、完全な賦課方式(積立金及びその運用収入がない)で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

なお、自営業者等を対象とする国民年金については報酬概念がないことから総合費用率は作成できない。

#### 独自給付費用率

総合費用率の分子「実質的な支出額 - 国庫・公経済負担」から基礎年金に関する支出<sup>注</sup>を除いた分である

「実質的な支出額 - 国庫・公経済負担 - 基礎年金拠出金 × 2/3」

を、標準報酬月額総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3^{\text{注}}}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$

注 基礎年金拠出金を3分の2倍するのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金の3分の1が含まれているからである。

なお、総合費用率のうち独自給付費用率以外の部分を以下「基礎年金費用率」ということにする。

$$\text{基礎年金費用率} = \text{総合費用率} - \text{独自給付費用率}$$

であり、或いは、

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{標準報酬月額総額}} \times 100$$



である。

#### 収支比率

支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出額 - 国庫・公経済負担」を「保険料収入 + 運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

#### 積立比率

積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標で、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出額 - 国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

#### (2) 年金扶養比率 - 高い私学共済、低い国共済、地共済 各制度とも低下 -

平成13年度末の年金扶養比率は、私学共済が最も高く5.65、次いで厚生年金3.33、農林年金2.93、地共済2.24、国共済1.85の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を持つてくると3.29である（表32）。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度で、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済などは成熟が進んでいる制度といえる。

表32 年金扶養比率 - 平成13年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	31,576	1,110	3,207	408.2	458.5	70,168
老齢・退年相当	9,486	601	1,434	72.3	156.7	21,308
年金扶養比率	倍 3.33	倍 1.85	倍 2.24	倍 5.65	倍 2.93	倍 3.29

国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるので、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては一般に被保険者の負担が大きいことを意味する。しかし、国共済と地共済の場合、恩給公務員期間等に

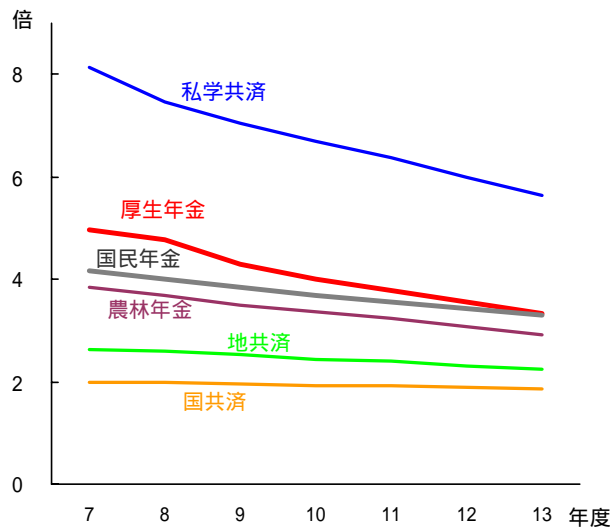
係る分が全額事業主（国又は地方公共団体）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると、各制度とも低下してきている（表33、図7）。毎年の低下幅は、国共済や地共済にあっては0.1ポイント未満と小さいが、他の制度は毎年少なくとも0.1ポイント以上は低下してきている。中でも、私学共済の低下ペースは早く、毎年概ね0.3～0.4ポイントずつ低下している。厚生年金も私学共済ほどではないが毎年の低下幅は大きく、毎年概ね0.2～0.3ポイントずつ低下している。

表33 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	倍	倍	倍	倍	倍	倍
7	4.98	1.99	2.64	8.15	3.83	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	3.68	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.49	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.35	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.24	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.09	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	2.93	3.29
対前年度増減差（ポイント）						
8	0.22	0.02	0.05	0.68	0.15	0.15
9	0.48	0.02	0.07	0.41	0.19	0.17
10	0.27	0.03	0.07	0.36	0.14	0.14
11	0.22	0.01	0.05	0.34	0.11	0.12
12	0.22	0.02	0.08	0.38	0.15	0.14
13	0.24	0.04	0.08	0.33	0.16	0.14

図7 年金扶養比率の推移



(3) 総合費用率 - 各制度とも上昇 -

平成 13 年度の総合費用率は、農林年金が最も高く 25.3%、次いで国共済 21.5%、厚生年金 18.8%、地共済 16.7%、私学共済 14.3%の順となっている(表 34、図 8)。

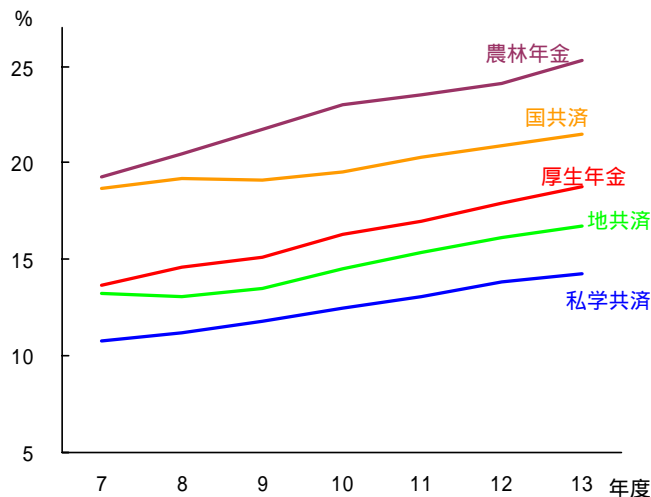
表 3 4 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
平成	%	%	%	%	%
7	13.7	18.7	13.2	10.8	19.3
8	14.6	19.2	13.1	11.2	20.5
9	15.1	19.1	13.5	11.8	21.7
10	16.3	19.5	14.5	12.5	23.0
11	17.0	20.3	15.4	13.1	23.5
12	17.9	20.9	16.1	13.8	24.1
13	18.8	21.5	16.7	14.3	25.3

対前年度増減差 (ポイント)					
8	0.9	0.5	0.1	0.4	1.2
9	0.5	0.1	0.4	0.6	1.2
10	1.2	0.4	1.0	0.7	1.3
11	0.7	0.8	0.9	0.6	0.5
12	0.9	0.6	0.7	0.7	0.6
13	0.9	0.6	0.6	0.5	1.2

図 8 総合費用率の推移



推移をみると、各制度とも毎年概ね 0.5~1.2%ポイントずつ上昇している。7 年度以降でみて上昇幅が大きかった制度は農林年金で、7 年度の 19.3%から 13 年度の 25.3%まで、6 年間で 6 ポイント上昇した。次に大きかった制度は厚生年金で、7 年度の 13.7%から 13 年度の 18.8%まで、6 年間で 5.1 ポイントの上昇であった。

次いで地共済、私学共済、国共済の順で、それぞれ6年間で3.5、3.5、2.8ポイントの上昇となっている。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」が増加する一方、分母に来る標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほど増加していないことによる(表37)。分子の「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」の推移をみると、各制度とも増加を続けている。13年度の対前年度増減率をみると、私学共済が最も大きく4.7%増、次いで厚生年金4.4%増、農林年金3.9%増、地共済3.6%増、国共済3.5%増の順となっている。これに対し、分母の標準報酬月額総額の方は、私学共済1.3%増、厚生年金0.7%減、農林年金1.1%減、地共済横ばい、国共済0.5%増である。その結果、13年度の総合費用率が私学共済は0.5ポイント、厚生年金は0.9ポイント、農林年金は1.2ポイント、地共済は0.6ポイント、国共済は0.6ポイント、それぞれ上昇するところとなった。

#### (4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成13年度の独自給付費用率は、農林年金が最も高く19.8%、次いで国共済17.1%、厚生年金13.7%、地共済13.0%、私学共済10.1%の順となっている(表35、図9)。基礎年金費用率は、農林年金がやはり最も高く5.5%、次いで厚生年金5.0%、国共済4.4%、私学共済4.2%、地共済3.7%の順となっている(表36、図10)。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬月額及び第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

両者の推移をみると、独自給付費用率は毎年概ね0.3~1.0ポイントずつ、基礎年金費用率は毎年概ね0.1~0.3ポイントずつ、それぞれ上昇している。

これは、総合費用率と同様、分子の「実質的な支出 - 国庫・公経済負担 - 基礎年金拠出金×2/3」、「基礎年金拠出金×2/3」が増加する一方、分母の標準報酬月額総額が減少し、又は増加していても分子ほどは増加していないことによる(表37)。

なお、独自給付費用率の方が基礎年金費用率に比べて毎年度の上昇幅が大きい、独自給付費用率の分子である

「実質的な支出 - 国庫・公経済負担 - 基礎年金拠出金×2/3」(表37B欄)と、基礎年金費用率の分子である

「基礎年金拠出金×2/3」(表37C欄)

の動きを比べると、両者の間に特に目立った違いはない（Aに占めるBの割合はそれほど変化していない）。独自給付費用率の上昇幅が基礎年金費用率の上昇幅に比べて大きいのは、独自給付費用率の水準が高いため、増減差が大きく出るからである。

表35 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
	%	%	%	%	%
平成7	9.9	15.2	10.3	7.5	15.0
8	10.6	15.6	10.1	7.8	16.0
9	11.1	15.5	10.4	8.4	17.3
10	12.0	15.5	11.3	8.9	18.4
11	12.2	16.2	11.9	9.3	18.6
12	13.0	16.6	12.5	9.7	19.0
13	13.7	17.1	13.0	10.1	19.8
対前年度増減差（ポイント）					
8	0.7	0.4	0.2	0.3	1.0
9	0.5	0.1	0.3	0.6	1.3
10	0.9	0.0	0.9	0.5	1.1
11	0.2	0.7	0.6	0.4	0.2
12	0.8	0.4	0.6	0.4	0.4
13	0.7	0.5	0.5	0.4	0.8

図9 独自給付費用率の推移

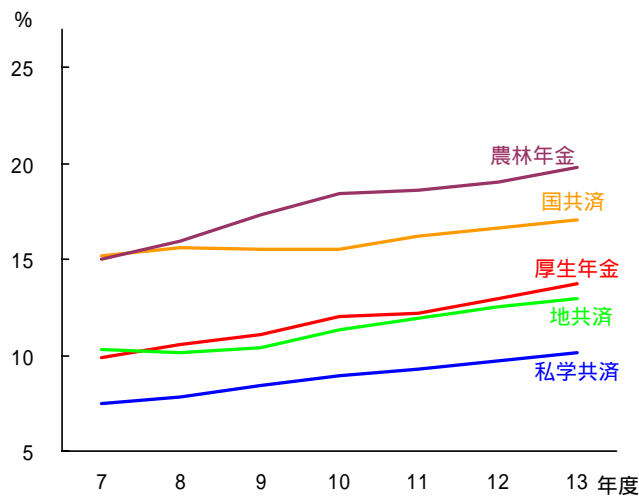


表 3 6 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
平成	%	%	%	%	%
7	3.8	3.5	2.9	3.3	4.3
8	4.0	3.6	3.0	3.4	4.4
9	4.0	3.7	3.1	3.4	4.4
10	4.4	3.9	3.2	3.6	4.6
11	4.7	4.1	3.4	3.8	4.8
12	4.9	4.3	3.7	4.1	5.1
13	5.0	4.4	3.7	4.2	5.5

対前年度増減差 (ポイント)					
8	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
9	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
10	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2
11	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
12	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
13	0.1	0.1	0.0	0.1	0.4

図 1 0 基礎年金費用率の推移

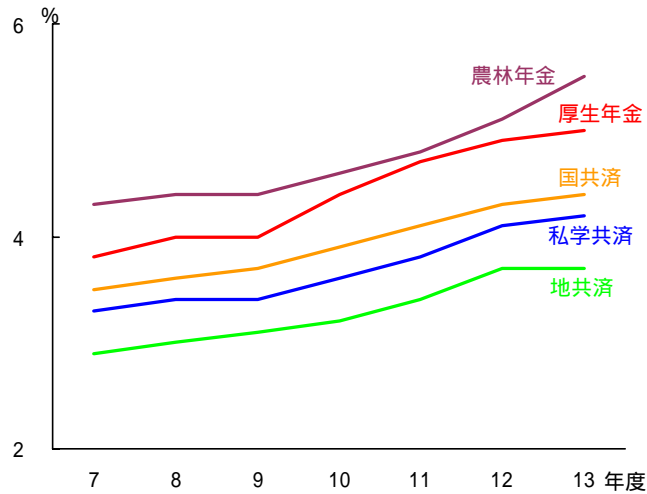


表 3 7 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	対前年度増減率				
						厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
A 実質的な支出 - 国庫・公経済負担 (総合費用率の分子)										
7	172,834	9,411	22,208	1,774	3,262					
8	186,631	9,848	22,486	1,870	3,479	8.0	4.6	1.3	5.4	6.7
9	193,579	9,926	23,479	2,012	3,664	3.7	0.8	4.4	7.6	5.3
10	208,061	10,187	25,640	2,164	3,867	7.5	2.6	9.2	7.6	5.5
11	211,624	10,739	27,287	2,296	3,921	1.7	5.4	6.4	6.1	1.4
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4,000	4.7	5.7	4.3	6.9	2.0
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4,156	4.4	3.6	3.5	4.7	3.9
B 実質的な支出 - 国庫・公経済負担 - 基礎年金拠出金 × 2/3 (独自給付費用率の分子)										
7	125,253	7,662	17,307	1,232	2,535					
8	136,373	8,026	17,334	1,305	2,724	8.9	4.7	0.2	5.9	7.5
9	142,131	8,027	18,132	1,426	2,915	4.2	0.0	4.6	9.3	7.0
10	152,632	8,137	19,935	1,542	3,097	7.4	1.4	9.9	8.1	6.2
11	152,801	8,547	21,191	1,627	3,114	0.1	5.0	6.3	5.5	0.6
12	160,726	8,994	22,002	1,719	3,147	5.2	5.2	3.8	5.7	1.0
13	169,208	9,354	22,905	1,812	3,252	5.3	4.0	4.1	5.4	3.4
C 基礎年金拠出金 × 2/3										
7	46,770	1,749	4,901	542	727					
8	49,413	1,822	5,152	565	755	5.7	4.1	5.1	4.2	3.9
9	51,449	1,898	5,347	586	749	4.1	4.2	3.8	3.8	0.8
10	55,430	2,050	5,705	623	771	7.7	8.0	6.7	6.2	2.9
11	58,823	2,192	6,096	669	807	6.1	7.0	6.9	7.5	4.7
12	60,848	2,356	6,469	735	853	3.4	7.5	6.1	9.9	5.6
13	62,032	2,405	6,574	758	904	1.9	2.1	1.6	3.1	6.0
D 標準報酬月額総額 (総合費用率・独自給付費用率の分母)										
7	1,238,385	50,431	168,207	16,431	16,873					
8	1,259,298	51,314	171,635	16,745	16,986	1.7	1.8	2.0	1.9	0.7
9	1,281,286	51,893	174,521	17,004	16,898	1.7	1.1	1.7	1.5	0.5
10	1,272,631	52,368	176,293	17,279	16,787	0.7	0.9	1.0	1.6	0.7
11	1,247,826	52,854	177,712	17,500	16,714	1.9	0.9	0.8	1.3	0.4
12	1,240,660	54,319	176,426	17,777	16,598	0.6	2.8	0.7	1.6	0.7
13	1,231,930	54,583	176,435	18,016	16,410	0.7	0.5	0.0	1.3	1.1
B/A (%)										
7	72.5	81.4	77.9	69.5	77.7					
8	73.1	81.5	77.1	69.8	78.3					
9	73.4	80.9	77.2	70.9	79.6					
10	73.4	79.9	77.7	71.2	80.1					
11	72.2	79.6	77.7	70.9	79.4					
12	72.5	79.2	77.3	70.0	78.7					
13	73.2	79.5	77.7	70.5	78.3					

注 1 厚生年金の平成 8 年度以前は旧三共済を含まない。

注 2 地共済の標準報酬月額総額は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

(5) 収支比率 - 各制度とも上昇 -

平成 13 年度の収支比率は、農林年金が最も高く 110.6%、次いで厚生年金 102.4% 国共済 95.2%、国民年金 93.6%、私学共済 79.2%、地共済 78.3% の順である (表 38)。使用した運用収入は、厚生年金と国民年金は時価ベース、共済年金は簿価ベースである。

収支比率の推移をみると、各制度とも上昇傾向にあり、中でも厚生年金・農林年金・国民年金では13年度の上昇幅が大きく、10ポイント以上の上昇となった。これは分母の「保険料収入＋運用収入」の減少、中でも運用収入の減少によるところが大きい(表39、表7)。

表38 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	%	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.1	55.3	81.0	72.5
8	72.4	76.0	57.3	58.4	87.1	59.1
9	73.8	75.7	57.8	60.6	89.0	71.7
10	80.5	80.8	63.4	64.4	95.5	75.6
11	84.9	85.1	64.6	67.3	98.2	75.3
12	91.0	89.3	72.8	74.3	100.3	80.2
13	102.4	95.2	78.3	79.2	110.6	93.6
対前年度増減差(ポイント)						
8	3.4	0.9	0.2	3.1	6.1	13.4
9	1.4	0.3	0.5	2.2	1.9	12.6
10	6.7	5.1	5.6	3.8	6.5	3.9
11	4.4	4.3	1.2	2.9	2.7	0.3
12	6.1	4.2	8.2	7.0	2.1	4.9
13	11.4	5.9	5.5	4.9	10.3	13.4

表39 収支比率の分母(保険料収入＋運用収入)の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	246,410	12,529	38,875	3,209	4,029	21,435
8	255,812	12,959	39,223	3,199	3,994	22,505
9	262,469	13,105	40,643	3,323	4,120	22,858
10	258,315	12,609	40,467	3,359	4,049	23,084
11	249,384	12,623	42,236	3,413	3,993	23,261
12	243,579	12,704	39,128	3,304	3,987	22,507
13	225,901	12,356	37,632	3,244	3,756	20,784
対前年度増減率(%)						
8	3.8	3.4	0.9	0.3	0.9	5.0
9	2.6	1.1	3.6	3.8	3.2	1.6
10	1.6	3.8	0.4	1.1	1.7	1.0
11	3.5	0.1	4.4	1.6	1.4	0.8
12	2.3	0.6	7.4	3.2	0.2	3.2
13	7.3	2.7	3.8	1.8	5.8	7.7

注 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。



(6) 積立比率

積立比率は、地共済が最も高く 12.3 倍、次いで私学共済 11.7 倍、国共済 7.3 倍、厚生年金 5.9 倍、国民年金 5.0 倍、農林年金 4.8 倍の順となっている（表 40）。推移をみると、厚生年金・私学共済・農林年金は低下傾向にある。

表 40 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金
	倍	倍	倍	倍	倍	倍
平成 7	6.3	7.4	12.2	12.9	5.5	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.4	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	5.2	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	5.1	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.0	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	4.8	5.0
対前年度増減差（ポイント）						
8	0.1	0.0	0.6	0.1	0.1	1.1
9	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4
10	0.1	0.1	0.4	0.3	0.1	0.1
11	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.2
12	0.1	0.3	0.0	0.4	0.1	0.1
13	0.2	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる（図 11）。年金扶養比率は、最も成熟が進んだ段階で 2 になる（2 人で 1 人を支える）として、尺度を定めた。また総合費用率は、最終的には年収の 20%（賞与を含まないベースで 26%）になるとして、グラフでは 26 に対する比の逆数をとった（逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである）。同様の考えで独自給付費用率は 18、収支比率は 100 に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた<sup>注</sup>。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、国共済・地共済、厚生年金・私学共済・農林年金に 2 分される。グループ の国共済・地共済は年金扶養比率のラインがグループ に比べて突き出ていない（成熟が進んでいる）とともに、積立比率のラインが突き出ている（積立金が相対的に多い）。グループ の 3 制度は、

形状は類似しているが、大きさは農林年金が最も小さく成熟が進んでおり、次いで厚生年金、私学共済の順となっている。

図 1 1 財政指標レーダーチャート

